

令和4年西予市決算審査特別委員会（産業建設分科会）会議録

1. 開催日時 令和4年9月16日 上下水道課長補佐 清水 宣行

1. 開催場所 西予市議会全員協議会室

1. 開 会 令和4年9月16日

午前 8時56分

1. 閉 会 令和4年9月16日

午後 4時42分

1. 出席委員

班長 井関 陽一

副班長 山本 英明

委員 和氣 数男

委員 信宮 徹也

委員 宇都宮俊文

委員 兵頭 学

1. 欠席委員

なし

1. 説明員

産業部長 和氣 岩男

建設部長 三瀬 計浩

経済振興課長 浦田 和喜

農業水産課長 松末 博

林業課長 酒井 淳二

農業委員会局長 久保田 修

建設課長 三瀬 文丈

上下水道課長 松下 徳隆

経済振興課長補佐 古川 郁夫

経済振興課長補佐 篠藤 武士

経済振興課係長 清水 昭吾

経済振興課係長 名本 拓朗

経済振興課係長 堀内 智代

経済振興課係長 中村 忠史

農業水産課長補佐 水野 直樹

農業水産課係長 松本 幸祐

農業水産課係長 那須 重昭

農業水産課主任 山口 勝範

農業水産課主事 山本 芙紀

林業課長補佐 河野 貴之

林業課係長 辰己 英作

林業課係長 大塚 洋平

農業委員会次長 橋本 欽司

建設課長補佐 和氣 右記

建設課長補佐 宮本 勘滋

建設課係長 松本 知也

上下水道課長補佐 上甲 敬一

1. 出席議会事務局職員

議事係長 三好 祐介

1. 会議に付した事件

認定第 1号 令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第 8号 令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第 9号 令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時56分

○山本副班長

開会宣言を行うとともに、班長に挨拶を促す。

○井関班長

挨拶を行う。

○山本副班長

和氣産業部長に挨拶を促す。

○和氣産業部長

挨拶を行う。

○山本副班長

ありがとうございました。

議案審査に移る前に注意事項を申し上げたいと思います。発言の際は挙手の上、班長の許可を得て発言をお願いします。

それでは、これよりの進行は班長が行います。

【産業部】

【経済振興課】

○井関班長

おはようございます。

そしたら早速ですが会議に入りたいと思います。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」経済振興課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について、担当課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」産業部経済振興課所管分について、決算書に基づき、収入未済額及び不納欠損額について御説明させていただきます。

まず、一般会計決算書 25 ページ、26 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目商工使用料、1 節商工使用料の収入未済額が 6 万 4800 円でございます。

これは、乙亥の里の商業インキュベーター施設の1件の使用者の使用料が未済となっております。内訳としましては、平成 29 年4月から8月までの5カ月分、7 万 2000 円。使用者との協議を進め、令和3年度において、乙亥の里使用料（過年度分）として7,200 円納付いただいております。こちらは、一般会計決算書 28 ページに記載をしております。その差額分が未済となっておりますが、引き続き使用者との協議を継続して、未済額

の収納に努めてまいります。

また、不納欠損につきましては、1 件 21 万 5000 円を不納欠損として処理をしております。破産により納入の見込みがないものになります。

続きまして、一般会計決算書 69 ページ、70 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入の収入未済額 57 万 9404 円、そのうち 54 万 8400 円でございます。

内容につきましては、ジオツアー運営業務委託料返還金（過年度分）となります。平成 30 年度において、ジオパーク推進事業の中で、四国西予ジオパークジオツアー運営業務 172 万 8000 円を委託して実施しましたが、委託業者からの実績報告では、平成 30 年7月豪雨災害の発生によるツアーの中止及び集客不足による事業の中止により、実質1回しか開催できておらず、実績に基づき、委託契約の変更 83 万 1600 円を行うこととなりました。既に概算払いにより 138 万円を支払っていたため、差額分の 54 万 8000 円の返還を求めましたが、委託事業者から平成 30 年度内に返還していただくことができず、令和元年度から令和2年度において、ジオツアー運営業務委託料返還金（過年度分）として改めて返還を求めました。しかしながら納付に至らず収入未済額となったものです。返還につきましては、引き続き委託事業者に請求をしているところですが、返還方法等について協議し、収納に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、一般会計決算書 71 ページ、72 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、7 節商工費雑入の不納欠損につきましては、先ほどの商工使用料で御説明申し上げました同一の使用者であり、4 件、110 万 9067 円を不納欠損処理しております。破産により納入の見込みがないものになります。

以上で、経済振興課所管分の歳入についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手の上お願いします。

○兵頭委員

69、70 ページのジオツアー運營業務の返還、収入未済額、業者と協議をされてるということなんです、その契約したときの契約内容にはそういうあれは入ってなかったということですかね。業務委託して、実際こんだけの業務しますが、災害とかでできなかつた。その関係で業務ができなかつたというので、収入未済額が発生したということなんですけど、その契約されたときにそういった条項というのはつくってなかったわけですか。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時08分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前9時11分)

○浦田経済振興課長

先ほどの御質問ですが、契約書につきまして実質こちらの事業につきましては、まちづくり推進課で契約をしております。令和4年度から経済振興課にジオパーク推進室が移管されてますので、契約書の中身について再度確認をさせて回答をさせていただけたらと思います。

○井関班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○井関班長

以上で質疑を終結といたしたいと思えます。

次に、通告事業「店舗リニューアル補助金事業」について説明をお願いいたします。

○浦田経済振興課長

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」決算における主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました産業部経済振興課所管分の事務事業について、報告書42ページから順に御説明をさせていただきます。

まず初めに、報告書42ページ「店舗リニューアル補助金事業」を御覧ください。合わせて、決算書は211ページからでございます。

この事業は、平成30年7月豪雨災害で被災した中小企業者等に対し、早期の事業再開等を支援することを目的として、施設等の復旧に要する経費の一部を補助するものです。

実績評価としましては、令和3年度は22件の補助を執行し、累計で、平成30年度からの4年間で107件執行いたしました。

なお、不用額307万2000円については、執行

科目が全て補助金であるため、実績による不用額の発生と考えております。

今後については、当補助金による復興支援は令和3年度で終了となりますが、引き続きコロナ対策と合わせまして、事業継続の支援に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いします。

[発言する者なし]

○井関班長

私がこれ質問しておりましたので、私から1点質問したいと思えますが、申請があった事業は令和3年度で終わるということですが、申請があった事業については全て終了しておるといふふうに考えてよろしいですか。

○浦田経済振興課長

はい。全て終わっているという認識でございます。

○井関班長

全て終わつとるということですが、次、新たな支援をとるということですが何か考えておられることはありますか。

○浦田経済振興課長

今後の事業者支援策は、中小企業者を対象とした補助制度として、現在2つの事業を実施しております。新型コロナに対する取組とともに、事業者支援策に取り組んでおります。

まず1点、店舗リニューアル補助金、こちらのほう、魅力ある店舗づくりによる市内商業の活性化の推進、補助率につきましては、対象事業費の2分の1、補助金額最大で50万円を現在行っております。令和3年度の実績としましては15件ございます。

続きまして2番目に、新規出店者店舗改修補助金、空き家等を活用して、にぎわいの創出による市内商業の活性化の推進ということで実施しております。こちらは、補助率が、都市計画区域につきましては、対象事業費の3分の2、その他の区域につきましては2分の1、補助金額が、都市計画区域で最大200万円、その他区域につきましては、最大158万円となっております。令和3年度の実績としましては5件ございます。

○井関班長

ありがとうございました。
ほかに何か質問ある方はおりませんか。
〔発言する者なし〕

○井関班長

それでは質疑を終結といたします。
次に、通告事業「ジオブランド推進事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 42 ページでございますが「ジオブランド推進事業」を御覧ください。決算書は 219 ページからでございます。

この事業は、当市のまちづくりの担い棒であるジオパークを中心としてジオパークの物語と西予市の産品を結びつけた地域産品の魅力向上、販売力の向上を目指しております。また、ジオの至宝という新しいブランドの創出を行い、都市部をターゲットに市内産品の販路拡大を図るため、都市部で開催する展示商談会に出展をしております。

実績評価としましては、令和3年度は5件の展示会に延べ 22 事業者が参加いただき、前年度と比較して、出店事業者数、新規販路拡大金額ともに増加をいたしました。新規販路拡大金額は、前年対比 2600%の増額となりました。

不用額につきましては 402 万 4000 円でございます。理由としましては、3月補正予算で減額の補正予算を計上しておりましたが、年度末の展示会に出展を予定しておりましたので、出展費用の予測が困難であったこと、あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、職員の同行を控えたことが大きな要因でございます。

今後の方針につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、事業者の要望に応えるべく、多様な展示会やフェアに参加し、成果向上に努めてまいります。

以上で説明を終わります。
御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。
質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

○信宮委員

最初の部長の挨拶の中にもありましたように、西予市の一次産業で農家が生計を立てられるようにという話がありましたけれども、これまさにジオブランド推進事業はそのためにあるのではないかと

と思いますが、毎年ジオの至宝として新規の認定をされてると思うんですけども、その認定をするに当たって、ジオの至宝をどういった基準で認定をされておるのか。また、現在どのようなものが認定に至っておるのか、まずお聞きしたいと思います。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時19分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前9時20分)

○浦田経済振興課長

ジオの至宝の基準でございます。
まず1点目、ストーリー性を掲げております。商品、または商品のコンセプトが四国西予ジオパークならではのストーリー性、土地、自然、歴史、文化、人々の営みを有していること。また、商品または、商品のコンセプトが四国西予ジオパークに対する熱い思いが込められているもの。

続きまして、オリジナル性、商品の特性において、独自性または希少性を有している。

3つ目に、信頼性、安全性、西予市産である、または西予市産の原料を使用していることが証明できるもの、これが基準となっております。

ジオの至宝の認定状況でございますが、令和3年度以前に認定されたものが9品ございます。令和3年度に認定しておるものが2品ございます。

○井関班長

私からも1点、ジオの至宝、今言われましたようにいろいろ出てるわけなんですけども、そのジオの至宝の商品を見ると、ジオの至宝であるというのがちょっと分かりにくいのかな、そのホームページを見れば十分分かるんですけど。ジオの至宝そのものであるというマークみたいなものをつくれる考えはないのかなと思ってるんですけど、その辺はどんな感じですか。

○浦田経済振興課長

ジオパークの関係が、経済振興課に令和4年度から移管されたことによって、基本的には全てがジオの恵みだと思えます。なおかつ先ほど申しました、至宝の認定については、ブランド化されているという状況でございます。なのでどんぶり館ですとか、潮彩館ですとか、いろんな道の駅がありますけど、そこをクローズアップされた商品の展示がまだなっていない状況だと思います。マークも含めて、その設置場所についても、今年度検討

している状況でございますので、今後そういった形で市内向けにもPRをしたいと考えております。

○宇都宮委員

通告してなかったんで関連になるんですが、今、認定されてるのが9品か、プラス2品とかって聞いたんですが、割合少ないかなという感じを受けます。

その中で応募が少ないのか、ある程度ふるいにかけてるんか、やっぱりこれ出品する人全体が意識がなかったら、お互いの足引っ張るようなことになるんで、そこら辺は厳しく、また、もう少し広げる必要もあるかと思うんですが、その辺の手上げというか応募の状態、それから、どういう審査されてるんか。一番は出品される方の意識がまだまだ足りんのではないかなと、私も生産者でありますんで、その辺あります。ただ、行きあたりばったりで今年出して来年出さんとか、そういう生産者も当然出てくると思うんで、やはり商売というのは、責任持って長くやる意識が大事や思うんでその辺どういうお考えか、分かる範囲でかまいません。お願いします。

○浦田経済振興課長

この認定するに当たっては、審査会というのがありまして、ここ数年はコロナの関係で全体の会議を行っておりませんので、書面にて審査を決裁を回している状況でございます。

その中で見ますと、基本的に申請数が少ない状況です。先ほど申しました9品と2品については、当初からこういう制度があるということで御存じですので、その事業者さんの商品は増えてきている状況です。

ただし、それ以外に浸透していない、こちらも待ちの状態です。申請書を待ってたんでは、分かってない方がおられますので、その辺は、先ほども申しましたが、どんぶり館とか、情報発信することが非常に大事だと思いますので、そういった意味で、ジオの至宝という認識を市内に植付けていって、なるべくこちらに申請を出していただく。なおかつ、こういう品というのは、職員も分かっていますので、その事業者さんに声をかけるというような対策を講じていきたいと考えております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「企業誘致奨励金事業」の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書43ページ「企業誘致奨励金事業」を御覧ください。決算書につきましては219ページからでございます。

この事業は、西予市企業誘致条例等に定められた要件を満たし、企業誘致審議会で指定を受けた事業者を対象に、産業振興と雇用機会の拡大を図るため、固定資産税の減免措置、奨励金等の奨励措置を行うものであります。

実績評価としまして、令和3年度は、前年度同様の3事業者が奨励措置の対象となりました。また、指定事業者の事業所内雇用者数、これは、当奨励制度における雇用促進奨励金適用者数と考えていただけたらと思います。令和3年度は適用者数はゼロでございます。

不用額については1169万5000円ございました。主な理由としましては、指定事業者3社において、当初予定しておりました雇用奨励金の実績が出なかったこと。ランニングコスト奨励金において1社分の実績が出なかったこと等によるものでございます。

今後の方針につきましては、企業立地促進奨励金については、対象企業は令和3年度で終了となりますが、雇用及びランニングコストに係る奨励金の対象期間は残っておりますので、着実に予算執行するとともに、引き続き新規企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

全国的な人手不足が続いており、新たな事業者や工場の誘致が厳しい状況ではあります。そのため、令和4年度においても、昨年度に引き続きまして、愛媛県の産業立地確保支援事業を活用し、産業用地候補地の地質調査を計画しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○信宮委員

私が通告しておりましたのでお聞きしますが、令和3年度の実績がなかったということで、令和2年からの引き続きの3社ということなんですすけ

ど、まず3社がどこであるのかお聞きしたいと思います。

○浦田経済振興課長

令和3年度の対象企業実績としまして、まずちぬやホールディングス、2件目が宇和島海道、3件目が株式会社S a k u S a k uでございます。

○信宮委員

ありがとうございます。

それらは結構資本がでかくて、その3社とも企業的には大きなものだと思うんですけども、なかなか大企業を誘致することは簡単ではないと思うんですけども、もうちょっと中小企業といいますか、そういうものが対象になるような基準にしたら来てくれる企業もあるのではないかなと思うところがあるんですけど、いかがでしょうか。

○浦田経済振興課長

委員のおっしゃるとおりでございますが、基本的に一番企業さんが困られているのが新規雇用で、市内の3人以上というのに苦慮している状態です。何社か問合せがあったんですけど、その3人の雇用というのが非常に厳しいという話を伺っております。

ただし、愛媛県下見ましても、うちの基準がほかの基準よりも高いというわけではなく、同等レベルでございますので、この基準を下げるというのか、もっと緩和するということは現状のところは考えておりません。

○井関班長

ほかにございませんか。

○宇都宮委員

今ほどの説明あったんですが、宇和島海道さんは私の地元の近くにあるんで多少内情を知ってるんですが、やはり言われたように人がいないと、若い人もなかなかおらんと。結構、定年退職して勤めるような人がおるけど、やっぱり一番が体力的に続かないという人が結構おるんで、これ本当どっちが先か分からないけど、企業が先に来てくれるんか、人が先に残ってるんか、私も個人的にはほかの会社関わったりするんで、本当この人手不足が大変なんで、やはりもう子ども、高校、大学生持つ親のほうから、できるだけ地元に残るような施策もしながら企業誘致やっていかないと、企業は来てくれたけど、人がそろわないのが現状じゃ思うんで。これ本当難しい問題だと思うんですが、そこら辺の根本から意識してやっていただき

たいなと思います。

いずれにしても、IターンとかJターンを当てにするんですが、そうではなくてやっぱり地元における若い人らを地元に残らすような施策が大事ではないかなと思うんですが、よければお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○浦田経済振興課長

昔の企業誘致ですと、土地とか紹介をすれば企業さん来ていただいた時代もあったかと思いますが、現在は、土地と人材とセットでということとで企業さんのほうも心配されとる、こういう企業と話すときに伺います。

現在西予市の施策としては、国庫補助事業で地域雇用促進協議会というのを立ち上げてます。その中で市内の3校の高校のところにも合同説明会という形で回っております。その中で、確かに委員おっしゃられるとおり、高校卒業してすぐに就職というのは、現状のところは定員の1%ぐらいだそうです。

ただし、都市部に出たときに、地元に戻ったときに、この企業があるという施策もあろうかと思っておりますので、そういう位置づけの中、高校にも出向いております。

なおかつ、協議会の補助事業がありますので、文化会館において就職説明会というのもしております。これは今まで市内の新聞折り込みに出してた状態なんですけど、今年度については、南予圏域に広告を出して、幅広くこちらに面接に来ていただいて、よければ市内に就職していただきたいというような形で今のところ考えております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時34分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前9時35分)

○信宮委員

お尋ねするんですけど、この企業誘致奨励金事業は、現在西予市内に事業所があって、新たに工場を建てるとかで、3000万円以上固定資産を投下して、それから新規雇用者を3人以上雇用するというだけでも対象になるでしょうか、お伺いいたします。

○浦田経済振興課長

本日説明したのはほとんど新規でございますけど、既に新設されて、その後増設、移設に伴って

工場を建築した場合においては、先ほど対象基準がありましたけども、投下固定資産額が 3000 万円以上、また、新規雇用従業員が 3 人以上ということクリアできれば対象となります。

○井関班長

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

次に、「みらい発展就業奨励金事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 43 ページ「みらい発展就業奨励金事業」を御覧ください。決算書は 177 ページからでございます。

この事業は、市内企業への就職者増加及び生産労働人口の確保、地域経済を維持することを目的に、新規卒業者で市内企業へ就職した者に対し就業奨励金を支給するものでございます。交付額は 1 人当たり年間 10 万円とし、実績に応じて最大 3 年間継続して交付をいたします。

実績評価としましては、既存事業でありますふるさと就業創出奨励事業の要件を拡充し、当該奨励事業を制度化したこともあり、初年度の申請者数は 25 名と、ふるさと就業創出奨励事業より大幅に増加をいたしました。

不用額につきましては 30 万円でございます。理由としましては、補正予算にて減額補正はいたしましたが、年度末に申請漏れ等の対応が必要となった場合を考慮したものでございます。

今後の方針としましては、令和 3 年度は制度化した初年度でありますので、実績を分析し、改善点等の検討を行うとともに、就業者に対し積極的に PR を行うことで、より効果の高い就業支援となるよう取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願います。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いします。

○兵頭委員

みらい発展就業奨励金事業、宇都宮久見子議員がこれに関連して一般質問されまして、和氣部長が答弁されております。

それと先ほどの企業誘致奨励金事業でも南予一円に新聞の広告を出すということで、広く新規に、新たに募集をかけるというお話でしたが、この奨励金事業の内容は、宇都宮久見子議員の一般質問で大体把握はできたんですけど、これ例えば、南予一円に募集しても様々な事情で自宅から通わなければならないというようなことも出ろうかと思えますけど、そういった場合、市内在住というこの規定があるがゆえに、恐らくこれは当てはまらないという形になろうかと思えます。

その辺はこれからのことなんですけど、募集してもよそから来る人は駄目ですよというの何かちょっと、例えば八幡浜から来るのに、峠越えたらもう西予市なんですけど、そういうことで、そういったことの対応をこれからの課題として何か考えられてるんか、お聞きしたいと思います。

○浦田経済振興課長

まず、今回のみらい発展就業奨励事業というのは、昨年のふるさと就業創出事業よりも大学卒、短大卒、専門学生卒を対象としておりますので増加したと思っております。ただ、子どもさんの大学、短期大学ということにつきましては、幅広いと思っておりますので、この周知の仕方については、今後検討をさせていただきたいと思えます。

なおさら委員が言われました、昔とは違って交通の便が変わっております。宇和島からも通って来れるぐらいな状態で、高速道路もありますし、八幡浜からも 2、30 分で来れるような状況かと思えます。

ただ、現在のところは、やはり西予市に在住ということで、市内企業の就職者の増加、また生産労働の人口確保、地域経済を維持すること、地域経済を維持することに、地元のことを一緒にやっていただきたいという思いもありますけど、時代とともに変化をしておりますので、この件につきましては、今後検討ということで御理解をいただけたらと思えます。

○兵頭委員

先ほど部長の挨拶の中にも、40 年後には西予市も一次産業の労働人口が恐らく激減してしまうというお話もありました。

そういったことを考えれば、今の時点からそういった対応を進めていなければ、今後同じような状況でいくとこういうおそれがあるという話だったと思うんで、ぜひそこら辺行政側で再度検討し

ていただけたらと思います。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

次に、「観光協会事務運営事業（本会）」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 50 ページ「観光協会事務運営事業（本会）」を御覧ください。決算書は 215 ページからでございます。

この事業は、西予市観光物産協会及び各町観光協会の運営を支援することにより、市内観光物産の振興、PR活動等や市内イベントを効果的に実施するものでございます。

実績評価としまして、令和 3 年度は観光協会（本会）の解散と各支部の名称変更を市が運営支援をし協議いたしました。

西予市観光物産協会では、観光パンフレット制作事業やお中元・お歳暮事業、官公庁の補助事業などを実施し、本市の観光物産PRに一定の成果を上げております。

不用額につきましては 426 万円となっております。主な理由としましては、新型コロナ感染症拡大を受け、観光協会各支部が予定イベントを行えなかったことなどに伴う補助金額の減額などが挙げられます。

今後の方針につきましては、今まで以上に各町観光協会と一般社団法人西予市観光物産協会が、情報共有及び連携を密にし、市はそれを支援し、さらなる観光振興を図っていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○宇都宮委員

私これ通告はしとらんですが、関連になろうかと思えます。

えらそうな言い方ですが、観光といたら本当は、人が来てもらってお金を落としてもらうのが観光やと思うんですよ。でもやはり、例えば日本でも京都とか沖縄とか、それはもう観光で事業が

成り立って、地域にそれで仕事ができる、人ができる。それで経営になってるのが実際は観光やったんですが、特にやっぱり西予市も含めて田舎については、補助金で観光協会を回して、もともとがそこなんで、根本から違うんで、やっぱりそれで補助金がなかったら運営できないという、また、それに参加する人らに対しても利益が出なくても宣伝になったらいいんじゃないかというふうなど、私は議員になって特別感じるんですが。いつも私が言っとるんですが、例えば、わらマンモスを見に来てもらえんげまつりのときには、せめて駐車場代、田んぼのあぜ道とめてもらうの 1 台 500 円ずつでもとるような考えできませんかというも提案しよるんですが。それやっただけでも 1,000 台来てもらえば 500 円取れば何ぼなのか計算すれば分かると思うし、やはりそこら辺を根本から変えていく、それを例えばあぜ道の補修に充てるとか、参加した人の経費に充てるとか。やっぱり考えればいろいろお金を落としてもらう工面があるんですよ。でもそれをするには人件費がかかるとかなんとか言うけど、工夫すれば料金箱でも置いてお金入れてくださいみたいなやり方、そっからだんだんそういう意識を変えていかんと。ただ観光協会は予算内でやって、それで報告終わりました、総会やって終わりましたという、かっばMATURIにしても桜まつりにしても私いつもそれ言うんですが、そのようにやっぱり意識改革というか、もう観光協会に補助金出さんでも自分らで運営できますよぐらいな腹づもりでやっぱりあるべきではないかなと思いますが、どう思われるでしょう。

○浦田経済振興課長

委員おっしゃられるとおりでございまして、観光物産協会も一般社団法人になりまして 3 年目になります。やはりその前の任意の観光協会の流れのままっておりますので、改革意識といいますか、そういったことで、市の職員を 1 人派遣しておりますので、そういう改革意識というのを非常に思っております。例えば、ジオミュージアムのジュートバックですとかタンブラーとか作成をさせていただきました。次に、これに代わる商品というのはまだまだ出てきておりません。

それだけに限らず、委員言われましたれんげまつりの駐車場代というのも大変申し訳ないですが、私ここの課長になってれんげまつり 1 回もやって

おりませんで、その実態が、駐車場があるってのは分かるんですけど、その実行委員会というのもきちんと話してない状況であります。

そういったところの積み重ねが非常に大切だと私も感じておりますので、その辺協議また検討させていただけたらと思います。

○井関班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○井関班長

私、通告しておりましたので、1点お聞きしたいんですけども、お中元とお歳暮の事業をやられておりますが、これの実績といたしますか、そういうのは今どんな感じになってるんですか。パンフレットを出し始めてからとそれ以前と全然売上げが違うのかなんかいう、数字じゃなくてもいいですけど、そういうのわかりますか。

○浦田経済振興課長

まずこの事業をやり出しまして、観光物産協会に加盟しないとこのカタログに出せないという形にしていますので、徐々にこの観光物産協会の会員が増えております。

それと今、新型コロナの関係で外食とか出れない状況でありますので、お中元につきましては、令和4年の直近で言いますと700万円ぐらいですかね、昨年が500万円ぐらいでしたので、若干の増加でございます。それとお歳暮につきましては、以前対応させていただきまして50%から25%という割引の率を下げておりますので、以前と比べますと下がっておりますけど、25%の割合からすると、今回の商品券事業とあわせて昨年については増加している傾向にあります。

○井関班長

ありがとうございました。

ほかに質問ないでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、「ジオパーク拠点施設整備事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書51ページ「ジオパーク拠点施設整備事業」を御覧ください。決算書は123ページからでございます。

この事業は西予市が掲げるジオパークを通じて、

地域の魅力を再発見し、地域に対する郷土愛を育むとともに、経済への好循環を目指した持続的な取組の中核をなす拠点施設とすることを目的としております。

実績評価としましては、令和2年度から引き続き整備を行ってございました建物本体の建築、機械、電気設備工事が8月31日に完成し、施設内の展示工事につきましても、令和4年3月18日に完成し、計画どおり一連の工事が完了しております。

不用額につきましては390万円ございました。理由としましては、当初予算に計上していた電気料について、開館後の電気使用量に基づいて積算したため過大であったこと、委託料で計上していた展示工事監理費が工事費に含まれており不要であったことが挙げられます。また、不用額のうち、備品購入費96万7000円につきましては、3月末までに大型プリンターと顕微鏡の納品が見込めないことから繰越しを行い、4月30日に納品が完了しております。

今後の方針につきましては、四国西予ジオパークの情報発信源として、西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域の活性化、観光を基軸にした産業振興の一端を担っていく重要な拠点として活用を図っていきたくと考えております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願ひします。

○山本副班長

ジオパーク拠点事業大変賑わっております。今、もう、土日結構お客さんも来られとるのでありがたいかなと思って地元で見ておるんですけども、観光物産振興にも力を入れていきたいというような今後の展開、思い入れがあるんですけども、手応えというか、これはやってみてよかったぞと、移行してまだ間もないので実態はあんまり分かってないかもしれませんが、手応えがあったこととか、今後こういうところにもちょっと手を伸ばしていきたいというようなもくろみがあれば、来年度の予算にも入っていくのかなと思うので、その辺あれば教えてもらったらと思います。

○浦田経済振興課長

感触としましては、ジオミュージアムの入館状

況につきましては、8月末の入館者が2万595人、2万人は達成しております。うち観覧者が5,373人ございます。ただ、文化的施設の意味合いもございまして、一度訪れてこれでもう満足ではリピーターの獲得にはなかなかこぎ着けないと思っておりますので、来年度、再来年度、そういった形で、人を引き寄せるイベント等を計画したいなと考えております。

今年度におきましては、8月にジオと昆虫展というのをやっております。9月にトヨタソーシャルフェス開催ということで、愛媛新聞社が主催で対応しております。また、きずな博のBBQミーティングということで、町並みのゆるりあんのところでもするんですけど、ジオミュージアムでもやるように追加で入れております。来年度の計画的なことを当初予算要求までには内部で検討するように今のところ考えております。

○井関班長

ほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

私から1点。先ほど観光物産協会の話があったんですけども、そちらから2名を雇い入れるという話があったんですけど、今それはどのようになってますか。

○浦田経済振興課長

観光物産協会で2名雇入れを行いまして、7月1日から1名、主に窓口業務員ですね。もう1名予算要求はしてはしておりましたが、なかなか応募がなくて、一応めどが立ちまして、10月1日から1名雇い入れることができましたので、予定しておりました2名予定をしております。

○井関班長

ほかはないでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、「ふるさと納税推進事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書77ページ「ふるさと納税推進事業」を御覧ください。決算書は113ページからでございます。

この事業は、ふるさと納税推進事業実施要領に基づき、西予市へふるさと納税をしていただいた

方に、寄附金額に応じた返礼品を贈呈することで、寄附による財源の確保とともに、西予市内の特産品等のPRにつなげることを目的としております。

令和3年度は前年度に引き続き、インターネットをはじめ、様々な媒体を介して広告宣伝や、新型コロナウイルス感染拡大の影響により都市部での特産品フェアが行えなかったものの、オンラインイベントでのPRを行いました。また、リピーター確保に向けて、これまで寄附をしていただいた方に対してメールマガジンを毎月発行したほか、新たな寄附獲得に向けて約160点の特産品等を新たに返礼品として認定をいたしました。

実績評価としましては、寄附件数が2万3783件、令和2年度におきましては1万8665件、寄附金額が3億809万1000円、令和2年度が2億6393万1000円となっており、令和2年度の実績と比較しますと、件数ベースで前年度比127%、また、金額ベースで前年度比117%とともに増加をしております。過去3年間と比べましても、毎年寄附の件数、金額ともに増加傾向にあります。令和4年度についても積極的なPRを行いながら寄附金額3億8000万円を目標に事業に取り組んでおります。

なお、不用額1660万5000円のうち大部分は、報償費のふるさと納税返礼品代金でありまして、年度末までふるさと納税獲得への取組を行うため、寄附件数、給付額について予測が困難であるとともに、予算に余裕を持たせておく必要があるため、減額補正予算計上ができなかったものであります。

今後の方針としましては、これまで以上の寄附額を目指し、魅力ある返礼品を開拓するとともに、ポータルサイト内写真、記事を充実させ、返礼品の魅力をも十分に伝えるよう取組を行います。

また、近年の状況としまして、ふるさと納税が国内に十分に周知されたと考えておりますので、ふるさと納税広告について、紙媒体での広告比率を下げ、ポータルサイト内広告を増やすことにより、実際にふるさと納税をしようとしている方に対して西予市の返礼品が目にとまる回数を増やすことが寄附額の増加につながる考えでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願ひいたします。

○山本副班長

不用額 1660 万円、結構大きいかなと思ったんですが説明を聞いてよく分かりましたので。

前年度比で件数、金額とも増というふうなことなんですけど、これは今までやってきて予想どおりというか、手応えがあったというものでしょうか。今の段階で予想以上、ありがたいなというようなレベルまでいっとるもののでしょうか。

○浦田経済振興課長

昨年度までの実績におきましては、大変申し訳ありませんが、まちづくり推進課で対応をしている状況です。ただ、まちづくり推進課でも、恐らく 3 億 1000 万円という目標を掲げておりましたので、それに近い数字になってるかと思えます。経済振興課としましては、今年度 3 億 8000 万円ということで目標値を定めて、それに向かって、現在やっている状況にあります。

○山本副班長

今までの実績も順調というか、予想どおり伸びているぞと認識しているというところで、そういうふうな受け取っておっていいですかね。

○浦田経済振興課長

はい、そういう認識でよろしいかと思えます。

○井関班長

ほかにございませんか。

○宇都宮委員

また数字のことではありませんが、この事業を私もミカンとか出荷さしてもらっております。本当にこれ生産者にとってはとてもありがたい事業で、買取り価格も高いという中でも、その中でも正直なところやっぱり生産者としての意識が低い人がおる。だからこれだけ高単価で買ってもらってお客さんに届けてもらうということは本当にいいことなんですけど、ただやはり個人が出荷する分についてはある程度チェックとか、そこら辺されないとお客さんの期待を裏切ることも十分あり得るんで、例えば 5,000 円分の商品が、中は 3,000 円も 2,000 円も価値がなかったとか、これは絶対あり得ると思うんですよ。

だからやっぱりそのお客さんにアンケート用紙出してチェックされとるんか、それぞれの出品者がある程度目慣らしではないがそこら辺もやっていって、中に一つでも二つでも悪いのがあれば、西予市の返礼品いいものがなかったという評価もこれはもう当然心配していかないけんことだろう

と思うんで、そこら辺の対応はどのようにされておられますか。

○浦田経済振興課長

委員おっしゃるとおり、当然中にみかんの腐ったものとか、そういった場合においては、常にクレーム的なことで観光物産協会にかかってくる状態です。場合によっては、市にもかかってくると思います。

対応としましては、観光物産協会からその事業者さんに対して連絡をとっているだろうと思うんですけど、その辺、何回も何回も同じ業者があるような状態では、この返礼品を送る事としてのその責任の度合いがありますので、その辺、観光物産協会と最終的にまた協議をさせていただけたらと思えます。

○宇都宮委員

本当に観光物産協会では、もっともっとそこら辺十分配慮してもらって、気をつけて徹底してやってもらうことが大事だと思います。私そういうことにずっと関わってきたんで、自分たちの組織で出してクレームが来た、そんなんがしょっちゅうあることなんで、やっぱりその対応をしっかりせんと絶対お客さん逃げますんで。返礼品なんで本当お客さんにとったら半分は好意でやってもらつとること、好意に対して裏切ることが絶対ないように、これ観光物産協会も西予市も一緒になって、もっともっと、ある意味厳しく、お客さん裏切らないようなことをしていただきたいなと思いますのでお願いします。

○浦田経済振興課長

その辺、非常にミスとかクレームとか場合によってはあろうかと思いますが、スピード重視でそういったことで対応させていただけたらと思います。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

1点だけよろしいですか。この返礼品のいろいろな商品は出ているんですけども、体験型の返礼品として朝霧湖マラソンの参加権とかいうのがあったんですけども、そのほかに何か体験型というような形のもの、この西予市に来てもらったら宿泊費用出すとか、何かそんなような形の体験するような商品というのは増えとるんでしょうか。

○浦田経済振興課長

実は今年、観光物産協会の局長と協議をしておりまして、オーベルジュという宿泊施設があるんですけど、あちらのほうが高額で考えてたんですけど、料理人の確保の関係でなかなか難しいと、1日2組限定ぐらいだったと思うんですけど、そういった体験型というのも、今年度うちが所管課となって観光物産協会と現在検討している状況にあります。

○井関班長

ありがとうございました。
ほかにございませんか。

○信宮委員

私自身はふるさと納税をしたことがないので、ふるさと納税の仕方が分からないんですけど、現在では納税のポータルサイトを通してふるさと納税をされる方がほとんどではないかと思うんですけど、ポータルサイトも幾つかありますので、西予市ではどのようなところと契約をしているのか。

それからポータルサイトではポータルサイトに対する手数料も発生すると思うんですけども、幾らぐらい手数料がかかるものなのか分かったら教えてください。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時07分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前10時08分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては担当の名本係長から答弁をさせていただきます。

○名本経済振興課係長

ただいま西予市で活用させていただいているポータルサイトにつきましては、ふるさとチョイス、さとふる、楽天、ふるナビ、ANA、JAL、三越伊勢丹、そういったものに出させていただいております。

ポータルサイトの利用料なんですけれども、サイトごとにまちまちでございまして、詳細につきましては後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○信宮委員

ポータルサイトに対する手数料の合計も分かったらまた後で教えていただきたいと思います。

○名本経済振興課係長

承知しました。後ほど御報告差し上げます。

○井関班長

ほかにございませんか。
〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでしたら質疑を終結といたします。

次に、「夢資源活用基金事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 87 ページ「夢資源活用基金事業」を御覧ください。決算書は 307 ページからでございます。

この事業は、森林による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、地球温暖化対策等に取り組んでいる企業等に販売した収益を基金として積立て、良好な自然環境保全や地域活性化のために活用する目的とするものでございます。

環境省が平成 20 年に創設したオフセットクレジット制度を活用し、市内 6 つの財産区の協力により、市内にある森林のうち CO₂ の吸収量を確認した森林面積 185 ヘクタール存在いたします。そして、森林は適正管理することで効率的な CO₂ の吸収が促され 3,973 トンの CO₂ 削減効果があることが認証をされております。

その 3,973 トンをクレジットとして販売することで、集まった資金を森林や環境保護等に役立てることとしております。

実績評価としましては、クレジットの販売額が 718 トンと大幅に増加したことに伴い、基金積立額も前年度比約 5,000% 増の 764 万円に増加をいたしました。

不用額につきましては発生しておりません。

今後の方針につきましては、カーボンオフセット推進事業において、効果的な PR を実施しクレジット販売を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いします。

○兵頭委員

カーボンオフセット推進で企業に CO₂ の代わりにお金をいただくという考えなんですけど、企業というのは西予市内に限らずどこでもええと思うんですけど、どういった企業が今のところ西予

市に手を挙げられているのか説明願ったらと思います。

○浦田経済振興課長

販売相手ということでよろしいでしょうか。全て読み上げます。伊予銀行、愛媛銀行、JA東宇和サービス、三菱UFJリース株式会社、西予市森林組合、カーボンフリーコンサルティング株式会社、カルネコ株式会社、西建設株式会社、林建材、小笠原工務店、大五木材、池内オリジナルックカーボンフリーコンサルティング株式会社ということで、多数販売をしている状況にあります。

○兵頭委員

企業といっても、大きいところから小さいところ様々ありますので、ここのPRを行うという、販売増加に努めるということなんでぜひやっていただいたらと思います。

それともう一つ、基金を積み立てるということなんですが、この基金はどの程度まで集める予定なのか計画があれば教えていただいたらと思います。

○浦田経済振興課長

基金につきましては、基本森林管理や環境保護などのまちづくりに活用することとしておりますが、現状取崩してこういったものに使うという計画はございません。

この件につきましても、昨年急激に販売ができましたので、こちらとしてもびっくりしている状態なんですけど、今後そういった利用方法についても検討させていただけたらと思います。

○兵頭委員

今国を挙げて、世界を挙げて、二酸化炭素をというようで、各企業もそういったことに着目して、自分のところが生き残りをかけるためにもやらなければならないという国が指導しておりますので、ぜひそういったことでPRを効果的にやっていただいたらと思います。

○浦田経済振興課長

昨年、東京ガス株式会社より環境経済株式会社を通して700トンの購入がございました。こういったところから情報が流れたのかうちも分かりませんで、そういったPR、広告的なことはホームページも通して積極的にやっていきたいと考えております。

○信宮委員

西予市では、現在二酸化炭素の吸収量を1トン

当たり1万円で販売しているという形になってるかと思うんですけども、トン1万円というのは別に決まった額ではなくて、よそでは8,000円というところもあったりとか、このトン当たりの相場というのがまた変動していくもんなのか、下がっていけば収入もこれから下がりますし、相場というものがどういふものなのかなと思うところがあるんですけど分かりますでしょうか。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時16分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前10時17分)

○浦田経済振興課長

西予市の場合においては1万円と設定しております。これは当初に設定をしております。そのほか、近隣自治体でも導入をしているところがありますし、ホームページとか見ても、先ほど委員おっしゃられたように8,000円とか設定があらうかと思えます。

相場というのがどういふふうになっているのか存じ上げてないんですけど、一番最初に設定した額がうちは1万円ですけど、その後変更等は可能かと思えますけど、もう既に売っている状態ですので、その状態のままでは考えております。

○井関班長

今の説明だったら、先ほどちょっと話をしよったんですが、安いところに流れてしまう可能性があるんじゃないかなという気はするんですが、その辺はそういう心配は要らないんですかね。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時18分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前10時19分)

○浦田経済振興課長

当件につきまして担当の名本係長から答弁をさせていただきます。

○名本経済振興課係長

先ほどの御質問についてなんですけれども、このJクレジットの制度につきましては、西予市は森林環境を適正に管理することでクレジットを創出しておりまして、クレジットの創出の仕方によっても単価が変わってきたりしています。

再生可能エネルギーとかを導入して、施設で使うエネルギーとかを削減したといったところでもクレジット販売される場合がございます。そちらは比較的安いと認識してます。森林管理で創出す

るものについては1万円と高いんですけども、企業ではそういった自分たちの活動によって、活動をしたものに対して埋める、どういう活動して得られたクレジットかというところも見て購入される企業さんがございます。なので1万円でも売れて昨年700トン売れたということはそういうことでございますし、単価を下げれば当然売れる可能性は高くなってくるんですけども、3,000いくらというクレジットの作成した総量がありますので、それでどれぐらいで売ってしまうか。このクレジット創出するためにも400万円以上の、あと人件費等も入れればもつとなるかと思うんですが、費用もかかっておりますので、今のところこれぐらいで、昨年700トン売れたということも考えれば、現単価を据え置いて見さしていただいて、今後の動向を見て価格については検討をしていくという形がいいかと担当として思っております。

○井関班長

ありがとうございました。
ほかにございませんか。
〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

次に、「市観光PR事業」についての説明を求めます。

○浦田経済振興課長

続きまして、「市観光PR事業」になります。こちらは決算書215ページから御確認をお願いいたします。

この事業は県内県外からの誘客を増加させるため、市内及び県内外で西予市の観光PRを特産品販売と併せて実施するものです。また、西予市の食材、ジオの恵みの豊かさ、ポテンシャルの高さをアピールするものです。

実績評価としまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各種イベントをはじめ、プレミアムダイニングなど計画していた事業を実施することができませんでした。しかしながら、えひめ南予きずな博がプロローグ的に開催され、がいなんよ大学in野村がオンラインで開催されたり、他事業になりますが、新型コロナ交付金を活用してジオツアーキャンペーンを実施し、地元事業所と連携しつつ、西予市内の観光客誘客に一定の成果を出すことができたと考えております。

不用額につきましては228万7000円となっております。主な理由としまして、予定イベントが中止となったことに伴う補助金額の減額などが挙げられます。

今後の方針につきましては、西予市観光物産協会をはじめ、地元の旅行事業者と連携しながらより一層西予市への誘客と観光PRを実施していく予定でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方よろしく申し上げます。

○信宮委員

私が通告しておりましたのでお伺いしたいんですけども、西予市の観光をPRするということが2000万円の費用を使って観光PRをされておると思うんですけども。これは大事なことやと思うんですけど、費用をかけてPR事業を行っても実際その効果がどれだけあったかどうかなかなか分かりにくいと思うんですけども、それでもやはり市の観光PRは絶対やらなきゃいけないということで、この内訳ですよね、大体どういうものにどれぐらいを使われてるのかなということをまずお聞きしたいと思います。

○浦田経済振興課長

内訳としましては、まずえひめ南予きずな博実行委員会の負担金が約800万円ほどかかっております。コロナの関係で中止の事業もありますけど、こういった事業があるか説明申し上げます。

まず、明浜のかっぱMATURIの補助金、昨年は支出ゼロですけど、こういったことを予定しております。れんげまつりの補助金、乙亥大相撲は実施しておりますので500万円程度補助金を出しております。奥地の海のカーニバル補助金もこの事業に入っております。

○信宮委員

それでは、各パンフレット作成などもこの費用に入るんでしょうかお伺いいたします。

○浦田経済振興課長

令和3年度に食べるマガジンというパンフレットを作成しております。それと西予市の観光パンフレット、せいよじかんもこちらで作成して配布しております。

○信宮委員

自治体によってはラッピングした車であったりとか時々見るんですけども。鬼北町は、ラッピングをされたJRの車両を走らせてる。鬼北町を走らせてるわけじゃないんですけども、あれもかなりの効果があるんじゃないかと思うんですけど、そういうことは考えられたことはないんでしょうかお伺いいたします。

○浦田経済振興課長

ラッピングについて、私も松山市行くときにも見かけたりとかありますけど、現在のところそういった検討はしておりません。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

そしたら以上で質疑を終結といたします。

これで経済振興課所管分の説明は全て終わりましたので、これより採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」経済振興課所管分につきまして、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時28分)

【農業水産課】

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前10時40分)

○和氣産業部長

先ほどの経済振興課所管分の事業で説明いたしました市観光PR事業でございますが、食べるマガジンとせいよじかんの観光パンフレット、これをその事業で支出したと説明をいたしました、支出はコロナ交付金で支出をいたしまして、配布をこの事業市観光PR事業で行っております。訂正させていただきます。

○井関班長

ありがとうございました。

次に、農業水産課所管分に移りたいと思います。

それでは歳入について、担当課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

まず最初に説明に入ります前に、おわびと訂正をさせていただきます。

令和3年度決算における主要な施策の成果報告書46ページ、畜産施設整備事業のところですが、事業の内容の記載について修正をさせていただきますと思います。

正誤表はいつとるかとは思いますが、その中の用地費4901万6000円と記載しておりましたが、その金額を4901万5200円、測量分筆登記委託料39万8549円と記載しておりましたけどもその金額を39万8594円に修正をさせていただきます。同じく事業費合計ですが5504万4549円と記載しておりましたが5504万3794円に修正をさせていただきます。

議会に提出する重要な資料であることを認識しながら、私の確認不足で修正することになりました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは説明をさせていただきます。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業水産課所管分について、まず歳入について御説明申し上げます。

決算書72ページ、20款諸収入、5項雑入、4目雑入、6節農林水産業費雑入の電気料5万6934円が収入未済額と上がっております。これは明浜狩浜、元フィッシングセンターがあったところなんですけど、そこに、西予市民の交流を図り、地域社会の活性化を推進するための施設として、西予市明浜農林漁業体験実習館と明浜特産品の産地直送体制を整備し、生産及び生活のための近代化条件の改善を推進するための施設として、西予市明浜農産物集出荷施設が併設して建設されております。

西予市明浜農林漁業体験実習館の管理運営は市の直営となっておりますが、西予市明浜農産物集出荷施設は農事組合法人無茶々園に指定管理しております。この2つの施設において建物がつながっており、電気使用検針メーターが一つしかないため、電気料の請求を2つに分けることができず、毎月2つの施設の電気料を西予市がまとめて支払い、無茶々園が管理する明浜農産物集出荷施設の電気料を案分して納付書により請求し、無茶々園から西予市会計に納入しておるところです。

令和4年3月の電気料において、納付書を発行し、無茶々園に請求し、5月31日に明浜の金融

機関に支払いがありました。本庁会計課の納入にはシステム上反映されず未収入済額として上がったものです。

以上、説明とさせていただきます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「農業後継者育成事業」について説明を求めます。

○松末農業水産課長

続いて、主要な施策の成果報告書及び決算書に基づきまして、事前に通告のあった事務事業について順に説明をさせていただきます。なお、事業の実績につきましては、1つの事務事業に複数の実施事業があることから、事前説明資料を作成し配付をさせていただいておりますので、その資料に基づいて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

また、私自身把握し切れていない部分もありますので、詳細な質問につきましては、担当者に回答させる場合がありますことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは成果報告書 44 ページ「農業後継者育成事業」については、事前説明資料の1ページを御覧ください。

事務事業では、農業次世代人材投資事業、次代を担う若い農林漁業就業促進事業、担い手総合支援事業、農業研修生サポート事業、農業設備投資事業、経営継承・発展支援事業の6事業を実施しており、農家の高齢化及び担い手不足の課題に対応するため、就農者の確保、育成に努めております。

令和3年度の実績としては、まず、農業次世代人材投資事業では、就農計画の認定を受けた50歳未満の新規就農者に対し、年間最大150万円、最長5年間の投資資金を交付するもので、令和3年度は30名の継続対象者と22名の新規就農者に補助を行い、就農定着を後押ししております。

次に、次代を担う若い農林漁業就業促進事業は、農業大学校等の就農研修資金を借受けた新規就農者に対して、毎年の償還に要する経費を補助する県補助事業ですが、既にこの事業は、平成29年

度で新規の受け付けを終了してはいますが、平成26年度に採択され、令和5年まで補助を行う対象者が1名いますので、令和3年度も補助を行っております。

次に、担い手総合支援事業では、地域農業を担うJAや農業法人等による新たな担い手確保に係る支援システムの構築に対して補助を行っており、令和3年度は、JA東宇和、JA西宇和及び一受入農家に対して新規就農者の受入体制の整備や技術研修、研修補助の機械施設の整備等への補助を行いました。

次に、農業研修生サポート事業では、Iターン、Jターンの新規就農者を積極的に雇用及び育成する事業者に対し、その研修に要する経費を補助しています。令和3年度においては3名の申請がありました。

次に、農業設備投資事業では、Iターン、Jターンの新規就農者に対し、農業設備の新規投資に係る費用を補助するもので、令和3年度は2名の継続対象者と2名の新規就農者に対して農業機械等の購入に対する補助を行いました。

最後に、経営継承・発展支援事業では、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るため、担い手から後継者に農業経営を継承し発展させるもので、令和3年度は経営継承者1名の実績となりました。この経営継承者の事業内容は、畜産繁殖牛を経営しております。

令和3年度の新規就農者は2名であり、平成24年度から令和3年度までの市内の農業定着数は、合計で86名となりました。

今後も事業推進により新規就農者の確保に努めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いします。

○宇都宮委員

この件について私通告したんですが、私も農業をやっておって後継者も持ってやってる立場から言わせていただきます。

やはりここをしっかりとやらないと、特にIターン、Jターン当てにする、よそからの移住者を当てにしてやる、これはもう絶対失敗するんで、こ

ほかにございませんでしょうか。

○山本副班長

あんまり事業を理解してないので的外れかもしれませんが、次代を担う若い農林漁業就業促進事業で継続対象者が1名というふうにあるんですけども、これは継続何年目なんでしょうか。

○松末農業水産課長

この事業については5年間継続をするようにしております、令和5年までこの方については補助金を支給していくということになっております。ということなので、令和3年度は3年目ということになるのかなと思います。

○井関班長

ほかにございませんか。

○和気委員

新規就農者私も非常に気になるところで、大休宇都宮委員が言われたのとほぼ同じことを私も懸念をしておりました。しかし、かといってどんどん減っていくことには非常に危機感を持っております。

それで例えば、明浜の無茶々園、城川のゆずつくってるところあるでしょう。これからはああいった、ある程度の企業形態、農業法人的なものが地域を支えていくことに非常に貢献するいうんですかね、役立っていくんじゃないかなと。特に高齢者のなかなか続かなくなった農地を引受けて耕作するとかね、そういったことにも目を向けていくべきではなかろうかなというふうに思っております。

それであと新規就農、やっぱり農業でもやってみようかというような簡単なことではなくて、本当に収支を計算して、それで応募するというふうな形を取れんものやなかろうかなというふうに思っております。入り口はそういった簡単なものでも、実際やってみたらものになるという場合もあるんですが、やっぱり実際にそういった人たちをどういうふうに確保するのかということを考えたときに、私の周りでは案外、都会から来てぱっと地域おこし協力隊から進化して、それで農家になつとるという人も目立つんですが、そういった人たちをできるだけ田舎で農業やりませんかというふうな募集の仕方でも考えてもらったなというふうに思います。

新規就農者の確保を図ると書いてあるんじゃないかと、それを具体的にどのような場でやっておるの

か。もしあれば答えてもらったらと思います。

○松末農業水産課長

まず1つ目の農業生産法人での農業の展開も必要ではないかという御質問であります、まさしく私もそれには同感であります、ただ農業生産法人を設立するにしても、やっぱり核となる農業労働力が必要となりますので、そこになりますとやっぱり若くて行動力があって経営力もあるというような農業者が必要になってくるというふうに思っております。そういう人材があるところがあれば、集落の中で集落の農地をまとめて、集落営農であるとか、そういうような展開ができるのかなというふうに思っております。

行政としてその辺を育てていくような研修会であるとかそういうのも必要だとは思いますが、それはやっぱり行政だけでも営農的なことの指導が本格的にできませんので、JAであるとか、西予農業指導班であるとか、その辺と連携をして、そういう人材を育てていかなければならないのかなというふうに思っております。

あと、新規就農者の確保ということなんですけども、ここに出ておるような事業展開、それから補助事業をして新規就農を目指す人の後押し支援をしておるところではあります、そのきっかけをつくる、先ほど言われました農業に特化した地域おこし協力隊の方、そういうところのきっかけですよね。その部分についてはちょっと弱いところがあるのかなというふうに思っております。

この6つの事業を実施しておりますけども、その中でも研修生を対象に、希望する方に研修をするというような事業もあって、それが就農につながるっていくところもあるんですが、そういう希望者をいかに確保していくか、西予市に興味を持ってもらうか、西予市の農業に興味を持ってやりたいなと感じてもらおうか、その辺の施策としてはまだちょっと弱いところがあるのかなというふうに思っております。

冒頭の和気部長の御挨拶の中にもあったというふうに聞いておりますが、市長が今の2060年問題、人口減少のことで、農業水産課にも一次産業の就農に対する施策を考えなさいというのを言われておりますので、またその辺でその対策をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○和気委員

先ほど言い忘れたんですが、私の若いときには、もう家の農業の手伝いが嫌で嫌でたまらなかつたですね。草引きをせよとか、あれを持ってこいとかいうようなことは非常に嫌だったんですが、今、私の周りの若い人は、そういう気があるのかとなと思って見ておったら案外そうではないんですね。経営はできないけども社員として従業員としてならやると。よく見よったらその計画をして今日これだけのことをすると案外やるんですよ。ですから我々とは若干違うところあるなど。外で仕事をするほうが良いというふうな社員もおります。ですから、経営はしなくても、集落の作業一手に受け入れるような形も、これからなかなか難しいと思うんですけども、それぞれの旧町ぐらいには一つ二つあったらいいんじゃないかなと思っておりますが、いずれにしても、集落の農業を維持するということを考えてもらったらいいんじゃないかなというふうに思います。以上、感想です。

○松末農業水産課長

経営はできないけども作業であればできますよという方も、確かに得意不得意があるので、やっぱりそういう方もおられるのかなというふうに思っております。

私がイメージするのは、宇和とか野村とかでの土地利用型農業のことを連想してしまうんですけども、作業受託であるとか、そういうことで、田植をやっていくよ。トラクターで耕起を面積を請け負ってやっていくよというような方法、稲刈りをやっていく基幹作業を請け負っていくよというやり方、作業受託をしていくというやり方もあると思いますし、それでもやっぱり農業機械が必要ですし、ある程度若くて行動力がある、労働力がある元気な方でなければなかなか難しいのかなと思いますけど、そういう方で広い面積を請け負って基幹作業をやっていくという方も必要ではないかと思っておりますし、そういう方も育てていかなければならないと思いますけども、何せそういう担い手の方もどんどん少なくなっておりますので非常に苦しいところではあるというふうに思っております。

すいません答弁にはなりません。

○井関班長

ほかにございますか。

○宇都宮委員

あんまり私も否定的なことばかり言ったんで

あれなんですけど、同じミカン作りでも八幡浜と明浜・三瓶は全く違います。三瓶については西宇和農協さんの中でやってるんで、八幡浜はまあミカン作りもそこそこ景気がいいし、後継者も戻ってきておる。こういう状況で、ひと山越えたら明浜はどんどんおらんと。隣の吉田町についても災害から今度元気になって、どんどん若い子増えてるんで、もう山を見れば私らは分かるんですが、これももう本当に何回も言いますが、地元の農業やってる人の意識次第だと思いますし、その中でやはり農協が機能していない。西宇和農協と東宇和農協では日本のトップのような農協ともう潰れかかった農協と言うたら怒られますが、そういうこれぐらい極端に違いますんで、やはりそこら辺もどこが違うのか。これ分析しても仕方ないことなんですけど、やっぱり今やっている農業者が意欲がない、ここが一番原点やろうと思うんで、その中でやる気があってやってる農家をどんどん表出して引っ張っていくような形しか、これ幾ら行政が頑張っても前向いていかんと思うんで、本当に意識改革してやっていただきたいと思っております。簡単そうで難しい問題なんでよろしくお願ひします。

○和氣産業部長

ちょうど私が平成 30 年豪雨災害の後に復興支援課に行きまして、そのときに一番農家の人たちが困っていたのは、園地が崩れた中でボランティアが欲しいというところで、八幡浜はものすごい農協が入って仲介をして、ボランティアを受入れました。何でそれで東宇和農協ができないのかと東宇和農協の職員に聞きますと、明浜の人たちはもう自分ところで取れる分だけやったらもういいんだと、そういう考えでしかないということで、本当にかっかりしました。

それでもよく聞けば、無茶々園さんもそうでしたが、間に入ってもらったんですけども、実際欲しいんだというところで、オープンジャパンが事務局に間に入ってもらって、ボランティア活動ができました。そこでようやく農協が動いてもらいました。そういう体制、本当に地元の人困っているところをよくよく考えて説明行けばそういう体制ができるかなと思っております。言われましたようになかなか厳しいとは思いますが、そこら辺も行政としても指導的な立場にいければなど思っております。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 14 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 15 分)

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので以上で質疑を終結といたします。

次に、「ため池等農地災害危機管理対策事業」についての説明を求めます。

○松末農業水産課長

次に、成果報告書の 45 ページ「ため池等農地災害危機管理対策事業」ですが、説明資料は 2 ページを御覧ください。

当該事務事業では、ため池ハザードマップ作成事業、危険ため池緊急対策事業、ため池改修事業、廃止ため池事業、ため池管理者研修会及び愛媛県ため池サポートセンターを活用したため池点検事業を実施しており、豪雨や地震等の自然災害に対し、ため池決壊等による人的被害を軽減するための対策を行っております。

令和 3 年度の実績としては、まず、ため池ハザードマップ作成事業では、市内の防災重点ため池 113 カ所のため池ハザードマップの作成を行い、ため池改修事業では、日ノ浦池、城川町下相ですが、このため池改修測量設計業務とため池改修工事を実施しております。また、廃止ため池事業では、次年度実施分のため池廃止測量設計業務と環境概査業務を実施しております。

令和 4 年度への繰越事業として、ため池ハザードマップ作成事業と廃止ため池工事を繰越しております。内容は、防災重点ため池 37 カ所のハザードマップ作成と谷ヶ内下池、宇和町小野田ですけど、これの廃止ため池工事となっております。

不用額の 4292 万 8000 円については、そのうちの 3083 万 5000 円を令和 4 年度に繰越しており、ハザードマップ作成業務 2283 万 5000 円を令和 4 年 11 月末に完成予定、谷ヶ内下池ため池廃止工事 800 万円を令和 5 年 1 月末に完成予定となっております。また残りの 1209 万 3000 円の不用額については、明許繰越分が 971 万 1000 円で、主に、日ノ浦池改修工事の仮設工事の変更により減額になっており、現年分は 238 万 2000 円で、ため池の緊急対策工事費用分の緊急工事ため池が令和 3

年度はなかったため不用額となっております。

以上で、事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

通告私がしておりまして、ため池に今からいろいろ問題が起こってくるんじゃないかなと思っております。

今ため池に従事するというか、受益者の人がものすごく農業人口が減ってきておりますので、その関係でそのため池を管理する人そのものが少なくなっているんじゃないかなと思うんですが、今後、ハザードも当然必要なことではあるんですけども、それができた後の管理体制というのがとれるのかなという気がしているんですが、その辺に対してはどういうお考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 20 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 22 分)

○松末農業水産課長

この件に関しましては、担当係長である松本係長から答弁させてもらってよろしいでしょうか。

○松本農業水産課係長

先ほどの受益者がだんだんなくなっていって、ため池自体の管理者が減っていくという中で、農業水産課では、今ため池の廃止事業というのをやっております。受益地がなくなったため池については、受益者の負担がなく国庫補助事業 100% を使って行える事業、ため池 I C 事業をやっております。

最近では、繰越しております谷ヶ内下池、小野田の部分になるんですけど、そちらの工事を行っております。毎年 1 カ所ぐらいの工事を行っております。

現在ため池廃止の要望が出ておりますのが、残っているのが今のところ要望が出てるのは 22 池ありまして、そのうちの防災重点ため池は 14 池という形になっております。それも年次計画を立てて順々に進めている状況です。

○井関班長

ありがとうございました。

今、22 池申請が出てる中で 14 池が防災対象ということでしたが、あとの残りのため池についてはどういうふうにされるわけですか。

○松本農業水産課係長

防災重点ため池以外のため池については、防災重点ため池というのが、基本的には人的に被害があるため池が防災重点ため池になっているんですけど、それ以外のため池については、基本的に市単事業を使いながら、市の補助を受けながらやるんですけど、喫緊では、宇和町瀬戸に防災重点ため池の以外のため池がありまして、そちらも地元負担金を 7% という形でいただきまして、それでため池の廃止工事を進めております。あくまでもこれは国の補助がないので市単の事業になります。

○井関班長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 25 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 26 分)

ほかに何か御質問ないでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでしたら以上で質疑を終結といたします。

次に、「農作物被害対策事業」についての説明を求めます。

○松末農業水産課長

続きまして、成果報告書 46 ページ「農作物被害対策事業」、資料は 3 ページになります。

当該事業は、農作物への各種侵入防止施設を整備するとともに、捕獲、駆除された有害鳥獣の個体処理支援を実施することで、野生鳥獣による農作物の被害を防止することを目的としております。

令和 3 年度の実績としては、ワイヤーメッシュ柵 8,333 メートル、電気柵 1 万 8593 メートル、防鳥網 7 アールを整備し、有害鳥獣による被害防止に努めました。

また、イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣の総捕獲数は 4,742 頭となっており、イノシシ、ニホンジカの成獣については、過去最大の捕獲数となっております。令和 3 年度の被害額は 4412 万 8000 円で、令和 2 年度と比較し 16% の増となっておりますが、平成 29 年をピークに高止まり傾向にあります。

今後も有害鳥獣の捕獲と防除を推進し、有害鳥獣の被害軽減に努めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いたします。

○和気委員

侵入防止のワイヤーメッシュ、これは農家個人に補助するという形なんですかね。

○松末農業水産課長

これにつきましても担当である山口主任からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○山口農業水産課主任

この事業につきましては、内容に市単のものと同単のものと同費のものと同 3 つございます。

市単につきましては、言われるとおり農業者の方が購入されたものについて補助金を出しております。県単につきましては、東宇和農協や無茶々園、また認定農業者、そういった方に対して補助金を出しております。農協などの団体につきましては、各農家さんのものをそれぞれ取りまとめていただいてやっていただいております。そして、国のものにつきましては集落全体をとかそういった事業になりまして、取組主体は鳥獣協議会なのですが、実際にやっていただくのは地域の集落、そういったことになっております。

○和気委員

対策は、西予市は非常に成績がいいというふう聞いたんですが、僕の情報は主に猟師さんとか農家の人じゃけど、そこら辺はどうなんですかね。

以前は、捕獲器とかそういった貸出しがあって、それを使ってやりよったけど、今はなかなか申請しても順番が来ないというふうに言われとる方おるんですけどね。

そこら辺のことは今どういうふうなことになってるのか。希望者に貸出しをしよったとかいうふうなことであればその管理はどうなってるのか。そこら辺聞かせてもらったらと思います。

○山口農業水産課主任

捕獲檻につきましては、平成 21 年から 26 年にかけてイノシシ用 243 基を国の補助金で購入しております。言われるようにそちらを貸出ししておるんですが、一度貸出したものですので、今日ちようどその檻を返しにいきたいという方がおられ

るんですが、そのように持ってきていただいて、その後、新規の欲しいと言われる方に貸出しを行っておるんですが、正直なところ山の中に放置したままというところもございますので、その辺につきましては、過去に意向調査などもやっておりますので、今後も意向調査など続けて行いまして、できるだけ流動的に使っていただくようにしたいと思っております。

また、そのように管理がかなり難しいところもございまして、近年捕獲檻の購入は行っておりません。その代わりに、林業課でわな補助をやっていただいております。2分の1の補助で上限2万5000円、そういった補助をやっていただいておりますので、そちらである程度対応していただきたいというところがございます。

○和気委員

分かりました。

待ちに待ってるんじゃないけどちっとも回ってこんど。どこに行ったか分からなくなってるんじゃないかなろうかという声も聞いておりますが、できたら管理をして、貸してもいつ返してもらおうかというようなことをして、広い範囲でこういうものを使ってもらったらと思います。

それからししの里ですかね、西予市から管理委託してるところ、あそこの評判が非常によくて、新しい製品もできよるとか、あそこの職員がいろんな知識を持ってる人が多いのでいろいろ教えてくれるということなんですが、一つ難点は職員が2人しかいないので全部は受入れてもらえないと、これは管理者のあれなんですけどそういった意見があることもちょっとお伝えしとったらなと思っておりますが、ぜひししの里で新しい製品を売出して、どんどん獣害ですか、それも捕獲を挙げての農作物の被害を減らすという方向にぜひ持ってってもらいたいと思います。

○山口農業水産課主任

ししの里なんですが、令和2年から言われるようにありがとうサービスが指定管理を受けていただきまして、職員体制も令和3年度の途中から職員を1名増やすなど対応していただいております。ただ、それでもなかなか1日にさばき切れる数というのは限りがございます、言われるように大変申し訳ないんですがお断りするようなことがあるんですが、できるだけそのようなことがないように管理者にもお伝えして対応していただくよう

にしていきたいと思っております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

○信宮委員

この農業水産課の農作物被害対策事業は、今ほど話もありました林業課の捕獲対策事業と言わばセットで効果を発揮しなければいけないと思っておりますが、ワイヤーメッシュ柵で人間のほうがかえって檻の中に入っておるんじゃないかと思われることがあって、捕獲圧を上げることも大事だと思うんですけども、捕獲の補助金、県・国から来る分ですけども10分の10ということになってるんですが、枠があると思いますので、令和3年度の実績として満額全部出たのかどうか教えていただけますか。

○山口農業水産課主任

今の国の補助金についてなんですけど、ワイヤーメッシュの施設整備につきましては、要望の約8割の配分でございました。県内各地、それぞれかなり要望があるということで、愛媛県にも満額おりてきていない状況で、その中で8割いただいております。

捕獲につきましては、当初6割ほどの配分であったんですが、最終的には県内の捕れていないところ捕れているところの配分をし直していただきまして、ほぼ10割要望どおりいただいております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

○宇都宮委員

同じような質問になります。

今10割というのを聞いて安心したんですが、もう私もずっとワイヤーメッシュは補助金もらって世話になっております。ただこれやっても、次から次から下ほじくり返して入ってくる。はっきり言ってどうしようもないなというところもあります。国の補助金で大きく囲うというのもあるんですが、これは経験から絶対無理で、大きくすればするほどどっから入ったやら分からない。やっぱり2反か3反か見回れる範囲で自分の責任でやらないと管理ができませんよ、もう1カ所すぐ掘り上げて入るんで。あっちのほうが人間よりしっかり利口なんで、直すとまたその横から掘って入るということで、あと箱檻にしても、これ素人が持って行って置いとったって入らんしよっ

ほど上手に餌を置いてやらないと入らない。今じゃウリボウぐらいしか入らんというのが状況なんで、一番はくくりわな、これが一番です。明浜でも年間100頭ぐらい捕る人おるんで、やっぱこんなのは勘がいい人がやらないと、私らみたいなものがわなやったってイノシシかかりやしませんので、やっぱりそれに対して、さっき言った補助金を出してもらって、もう極端に言うたらこれで生活できるぐらいな策をやってもらうしか、イノシシ捕って日役になってというふうな職業的にやってもらうしかもうここまで来たらないんじゃないかというほどひどい状態なんで、ぜひ続けてこの事業はやっていただきたいと思います。

○井関班長

ほかに何か質問のある方ございませんでしょうか。

○和気委員

今のあれですが、実はうちに東京から来て、農業で働きたいと来て、よくよく話を聞いてみると、猟師になりたいと来とるんですよ。今、ちゃんと免許もとって、城川のあそこに入ってね、それでちゃんとやっとなんですが、よく話聞きよったらやっぱり将来はこれで飯食っていけるんじゃないかなろうかと思とるというようなことやけん、各地域にやっぱりそういった人がおるような体制しないと素人がすぐにとっかかってやれるようなことではないので、そこら辺も検討の一つにしたらいんじゃないかなろうかなと思いますね。この前は、何か一遍にイノシシとウリボウ言うんですか、子ども8頭か9頭と一遍にとったと。これ一つ1万円にしたらすごい金額なただけど。

○井関班長

これは林業課になります。

○和気委員

本来そういうふうなこともね、専門家おったらいんじゃないかなろうかと思えます。参考にしてください。

○井関班長

また林業課の中で鳥獣捕獲の項目がありますので、そちらでまた質問をお願いしたらと思います。ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでしたら質疑をこれで終結といたしたいと思えます。

次に、「畜産施設整備事業」についての説明を求めます。

○松末農業水産課長

続きまして、成果報告書46ページ「畜産施設整備事業」です。資料は3ページになります。

当該事務事業では、愛媛県の南予家畜保健衛生所建設に伴う用地の取得及び敷地造成整備を実施し、南予一帯における畜産振興の維持発展を図るものです。

事業位置につきましては、稲生の衛生センター、みずすましに隣接する下流側の土地になります。

令和3年度の実績としましては、敷地造成に係る用地買収4,713平方メートル、測量分筆登記業務、測量設計業務を実施しております。

今後は、令和4年度に敷地造成整備に着手し、事業完了となり、令和5年度以降、愛媛県による施設の建設に移ることになります。円滑に事業を進めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

通告私なんですけども、これ県の事業だと思うんですけども、西予市が造成をした後は県に買上げてもらうということでもよろしいんですか。

○松末農業水産課長

市の事業としましては、造成に係る部分でありまして、その後は県が建築工事をするということなんですけども、下の土地につきましてはそのまま西予市の財産ということで残すということにしております。

○井関班長

保健衛生所が西予市の中でできるということは悪いことではないと思えますけど、土地そのものを西予市が構えないけんということがどうしてかなという気があったんで質問したわけなんですけど、それは理由というのは関係なく西予市の財産の一つとしていうことでよろしいんですか。

○松末農業水産課長

西予市は皆さんも御存じのとおりでありまして、畜産・酪農が盛んな地域であるということで、南予家畜保健衛生所というのは八幡浜市と現在宇和

島市にございますけども、愛媛県もこのたびそれを廃止して統合して西予市にということなんです、廃止して持って行く先というのをどこにするかということを検討されたというふうに思うんですけど、西予市としても畜産・酪農業が盛んでありますので、ぜひとも来ていただきたいということだったというふうに思っております。

そういうこともありますので、西予市が土地を構えるからどうぞここへ来てくださいというようなことの中での事業だというふうに思っておりますので、土地は構えて、今後は県に売渡していくのかその辺はちょっと分かりませんが、今のところは西予市の財産として残していくという方向でございます。

○井関班長

ありがとうございました。

誘致をしたからということではよろしいのかなということでは分かりました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 46 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 48 分)

ほかに何か御質問ないでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

それではこれより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業水産課所管分につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、分科会といたしましては認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 49 分)

【林業課】

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後 0 時 55 分)

○和氣産業部長

午前中の経済振興課分の御質問の中で、ジオツアーの収入未済額の契約について、損害賠償の件とか、業務委託料の支払いの関係について契約者はどうなっているのかというところの質問でござ

いました。

この契約書の中の瑕疵担保責任について、甲は前項の瑕疵の保証に損害賠償の請求をすることができるとなっております。損害賠償はできることとなっておりますけれども、現実的には、相手方も支払い能力がないというところで、損害賠償をしても難しいという状況でございます。

それから業務委託料の支払いに対しても、乙に概算払いされた委託料に残額が生じたときは、乙に対してその残額の返還を求めるものとするということでございますので、現状も返還を求めて請求をしている状況でございます。

それから、ふるさと納税推進事業についてのポータルサイトにつきまして、お手元に配付いたしておりますとおりの、7つの事業者に対してそれぞれの委託料で払っております。パーセンテージがそれぞれ変わっております。下の2つのANAとJALにつきましては、令和4年度から契約いたしておりますので、この分については実績がございません。

2点について報告させていただきます。

○井関班長

ありがとうございました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 0 時 59 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 00 分)

次に、林業課所管分に移りたいと思います。

林業課におきましては歳入がございませんので、そのまま通告事業の説明をいただきたいと思えます。

「木育推進事業」について課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に御説明いたします。

まず、成果報告書の 47 ページ「木育推進事業」を御覧ください。決算書は 199 から 204 ページ、6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、202 ページ備考欄、木育推進事業 745 万 6760 円です。

歳入は 63 から 64 ページ、18 款繰入金、2 項基金繰入金、32 目ふるさと応援基金繰入金、64 ペ

一頁備考欄、ふるさと応援基金繰入金2億5758万4097円のうち207万5000円を充当。また、同じく38目森林環境譲与税基金繰入金、64ページ備考欄、森林環境譲与税基金繰入金2567万8730円のうち510万1995円を当事業に充当しております。

当事業は、林業課、まちづくり推進課、子育て支援課、健康づくり推進課が連携し推進している事業であり、令和3年度は、誕生祝い品の贈呈、小中学校対象の木育授業、生誕の森林記念植樹などを実施しております。

事業評価としましては、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント自粛などから実施困難な状況もございましたが、木育授業関連は、学校側からも開催希望があり、調整を行いながら、市内全小中学校17校中11校において実施することができました。また、令和2年度に誕生した子どもを対象とした生誕の森林記念植樹には、保護者を合わせまして120名ほどの御参加をいただきました。

今後も継続して木育事業を実施していくことで、将来の林業新規就業者数の増加を図り、子どもたちに森林の大切さや魅力を伝え、林業振興の基礎となるよう取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

通告者私となっておりますが、木育教育によって、林業新規就業者を増やすということが今後の話になってますが、木育教育は実際子どもたちが対象だと思うんですけども、それでこの就業につながっていくのかなというのがちょっと疑問だったんで、大体どういった内容の教育をされる予定なんですか。

○酒井林業課長

木育授業につきましては、小学校には山にどういった木があるかとか、そういった西予市の内容とかを中心に学習しております。中学校については今後就業につながるか、仕事としてこういった林業という仕事があるということで、シミュレーターなどで、高性能林業機械の操作や、そういったことも含めて勉強して、今後の仕事の中の一つとして勉強をしている状況であります。

たことも含めて勉強して、今後の仕事の中の一つとして勉強をしている状況であります。

○井関班長

ありがとうございます。

今実際、シミュレーターみたいなのあるんですか。

○酒井林業課長

県の林業研究センターにシミュレーターがありますので、県の林業研究センターから職員も来ていただいて、そういった操作の説明とかをしていただいて勉強しております。

○井関班長

ありがとうございました。

ほかに何か御質問ある方ございませんか。

[発言する者なし]

○井関班長

次に、「林道網整備事業」について説明を求めます。

○酒井林業課長

次に、成果報告書の47ページ「林道網整備事業」を御覧ください。決算書は199から204ページ、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、200ページ備考欄、林道小振鍵山線開設事業から、3目林道事業費、204ページ備考欄、林道維持管理事業までの14事業、3億564万7357円です。

歳入は、21から24ページ、12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、2節林業費分担金、22ページ備考欄、林道片川古谷支線開設事業費分担金から、24ページ備考欄、林道岩瀬戸線舗装事業費分担金（繰越明許費）までの11事業、1280万2000円。47から48ページ、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費県補助金、48ページ備考欄、県単独林道整備事業費県補助金から林道岩瀬戸線舗装事業費県交付金（繰越明許費）までの16事業、1億4950万2000円。75から76ページ、21款市債、1項市債、3目農林水産業債、2節林業債、76ページの備考欄、林業専用道横松線開設事業から林道岩瀬戸線舗装事業（繰越明許費）までの18事業、1億3596万1000円です。

成果報告書は、林道事業の繰越分8事業、現年度分11事業をまとめたものとなっております。

林業の基盤となる路網整備により、路網密度の向上と舗装による輸送コスト及び林道の維持管理

費の縮減を図り、森林整備の促進につなげることを目的としております。

事業評価としまして配付させていただいております令和3年度林道事業施工箇所位置図もあわせて御覧ください。

まず、令和2年度からの繰越事業ですが、林道小振鍵山線開設事業、林道片川古谷支線開設事業、林業専用道ダイタン線開設事業、林道オオノジ支線開設事業、林道平野線開設事業、林道大畑線舗装事業、林道ダネクサ2号線舗装事業、林道岩瀬戸線舗装事業、以上8事業が完了いたしました。令和3年度事業では、県単独林道事業として、林道宮野浦線、林業専用道伊勢井谷桜ヶ峠線、林道小松大野ヶ原線の3路線、林業専用道横松線開設事業、林道片川古谷支線開設事業、林道東津野城川線舗装事業、以上4事業、6路線が完成いたしました。

また、林道平野線開設事業、林業専用道南平佐須線開設事業、林道雨包線舗装事業、林道オオノジ支線開設事業、林道岩瀬戸線舗装事業の5事業につきましては、令和4年度に繰越し、事業実施しております。そのほか、負担金事業として、県営林道田之筋溪筋線開設負担金事業、維持管理事業として、林道維持管理事業を実施しております。

以上の19事業、20路線の整備により、適正な森林管理が行われ、森林整備のコスト縮減と森林作業の効率化が図られました。

今後も、林業の基盤となる路網整備の推進により、森林作業の効率化を図り、森林産業の活性化と森林資源の有効活用を図っていきます。

以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いたします。

○山本副班長

質疑というよりはお願というか、どうしても森林整備、山に住んどる人間にとりまして大事な事業なので、今木材価格が上がってるし、どんどん頑張っていたきたいなと思うんですけど、建設業者にしても仕事のやれる量というか、限りがあると思いますので、なかなか難しいと思うんですが、順次計画的に発注をしていただいでやっていただきたいと思うんです。建設業者の方々の負

担度といいますか、もう目いっぱいぞとか、まだまだ余力あるからいけるぞというような、そんな感覚はどの程度つかんでおられますか。

○酒井林業課長

まだ災害の関係の事業が残っておりまして、地域ごとではありますが、まだいっぱい業者もあるんですけども、林道事業につきましては、今発注はかけて取っていただいでいる状況でございます。

○井関班長

私からも1点。ここの評価の中で、平成30年7月豪雨に関わる工事を完了したというふうになっとるんですけども、まだ、私たちの地元、深山のほうでも災害の林道が残っとると思うんですけど、これ完了したというのは、今完了してないところは申請が上がってないということなんですかね。

○酒井林業課長

平成30年7月豪雨災害として査定を受けた分については全て完了をしているという状況です。

○井関班長

今残っとる分はそれから後に災害になっとるようなところが残っとるのかな。分かりました。

もう1点質問したいことがあるんですけど、林道をつくられたら、今、なるべく舗装化していくほうが管理ができていくんじゃないかなと思うんですけども、その舗装ができる、できないという条件というのはあるんですか。

○酒井林業課長

その点につきましては担当の大塚係長から答弁いたします。

○大塚林業課係長

まず、林道開設時におきまして、コンクリート路面工、舗装に代わるものでありますけども、そちらは、縦断勾配が7%以上の箇所に限られております。

また、同時舗装、開設工事が終わりましたアスファルト工事を開設事業の中で舗装する場合は、事前に林野庁と協議をしまして採択を受けた箇所のみという形になっております。

また、既設の林道、開設当時は舗装ができてない林道多くあると思いますけども、そちらのほうで、今現在やっております美しい森林づくり交付金事業という形で舗装事業を何路線かやらせていただいでおりますが、そちらのほうは、その補助

事業に見合う規格、未舗装部分の距離であるとか、そういった要件が幾つかありますので、そちらがクリアだった路線について、地元から要望があった場合は、林野庁、国のヒアリングを受けまして、採択になったら舗装工事が実施できるというふうな形になっております。

○井関班長

ありがとうございました。

それは地元から、そこが採択されるかどうか分からないにしても、地元としてここも舗装してほしいなということがあったら取りあえず相談してというのは構わないということですね。

分かりました。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

次に、「森林経営管理制度事業」について、説明を求めます。

○酒井林業課長

成果報告書の 48 ページ「森林経営管理制度事業」を御覧ください。決算書は 199 から 204 ページ、6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、202 ページ備考欄、森林経営管理制度事業 1574 万 735 円です。

歳入は、63 から 64 ページ、17 款繰入金、2 項基金繰入金、38 目森林環境税基金繰入金、64 ページ備考欄、森林環境譲与税基金繰入金 2567 万 8730 円のうち 1574 万 735 円を当事業に充当しております。

当事業は、平成 31 年 4 月から施行された森林経営管理法や森林環境譲与税に基づき、適切な森林管理を推進していく事業であります。森林所有者への意向調査や森林整備、また、森林産業の活性化を目指し、施策検討や担い手確保、労働安全対策を実施しております。

実績評価としまして、森林経営管理法に基づき、令和元年度から実施している意向調査につきましては 122 ヘクタール、88 人の森林所有者に対しアンケート調査を行い、行った結果、回答率は 55.7%でした。

また、令和 3 年度に意向調査の全体計画を策定し、令和 12 年度までの 10 年間で約 7,000 ヘクタールに対して意向調査を実施していくこととして

おります。意向調査をもとに支援委託の意向のある採算が合わない森林について、経営管理権集積計画を策定し、環境林整備 4.96 ヘクタールを実施しました。

新規就業者、自伐林家への支援も令和 2 年度から引き続き実施しており、森林の機能回復や担い手確保、労働安全への取組を推進いたしました。

今後は、令和 2 年、3 年度で整備いたしました森林資源量解析のデータやその他 ICT を含めた森林情報の充実や、継続して実施しております西予市次世代森林産業推進協議会などでの論点の整理ができたことから、本市独自の施策実現に向け事業推進を図ってまいります。

不用額の 395 万 3000 円について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、協議会等の事業自粛によるもの、また、労働力確保のための新規就業等の補助対象者が少なかったことが不用額の要因となっております。

以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしく願います。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○信宮委員

私通告しておりましたので質問をさせていただきますが、私自身もよく分かってないところがあるんですけども、平成 31 年から森林経営管理計画がスタートしたということで、令和 2 年から比べて令和 3 年は事業費が半分以下になつるので、これ大体西予市の森林資源の量は解析が大体済んだのかなというふうな簡単に考えておったんですけど、先ほどの説明がありましたように令和 12 年度まで 7,000 ヘクタールぐらいの意向調査をするということで、西予市全体の森林資源の状態を把握せんことにはなかなか計画ができないんじゃないかと思うんですけども、西予市全体を見た場合にどれぐらいの割合が、今、把握できるところのかなと思うところがあるんですけど、いかがでしょうか。

○酒井林業課長

意向調査の実施計画につきましては、大体が旧小学校区で計画しておりまして、令和 12 年度までに 7,000 ヘクタールを計画しております。

意向調査のアンケートが返ってきた中から、市に委託する希望があった森林、その中で採算に合

わなない森林を確認して、それで切捨て間伐の作業地が確定するので、どのぐらいの切捨て間伐の面積が出るかということとはちょっと把握しておりません。これから意向調査を進めて順次把握していきたいと考えております。

○信宮委員

以前は、森林資源量の解析など山に入って1本1本を見なきゃいけなかったと思うんですけども、今は結構ドローンとかで上空からある程度森林の解析量ができてくると思うんですけども、そういう方法を今とられておるのでしょうか。

○酒井林業課長

西予市では、ドローンによる解析はしておりません。令和2年度に森林資源量の解析をいたしましたので、その解析で大体その森林にどのぐらいの資源量があるかということは把握できております。それによって意向調査後の現地調査もそのデータも見ながら照らし合わせてやっている、現地の確認をしている状況でございます。

○信宮委員

西予市の森林所有者も代が変わって、結局所有者が分からなかったりだとかそういうところも多々あるかと思うんですけども、今、森林環境税をいただいておりますので、財源がある中で、こういうことをどんどん進めていただいて、森林計画、経営管理計画を遂行していただけたらと思います。

これお願いいたします。答弁は要りません。

○井関班長

私もこれ通告しておったわけなんですけども、アンケートの結果、業者が入って経営しても大丈夫だなというか、もうかるであろうというところと、そうじゃないところで切捨て間伐を行政側でやっていくという、やられていると思うんですけども、手をつけなくても、行政がやらなくても大丈夫だと判断した面積に対して、森林組合であれエフシーであれ、そこらがどのようにしてやってくれるのかというのが、多分林家にとっては不安なところがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺は、アンケートが終わって預けますよと言われて、あなたんところは大丈夫でしょうという判断をされたときに、どういうふうに林家には伝えているのかなというところがあるんですが、その辺はどういうふうな伝え方をされておりますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時27分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後1時31分)

○酒井林業課長

個人への結果の周知文書につきましては、後ほど御報告させていただきます。

○井関班長

よろしく願いいたします。

ほかに何か。

○山本副班長

森林経営の保持といいますか、自伐林家という大事な部分があるんじゃないかなと思うんですが、実績評価のところにも自伐林家の支援も実施をしたというふうに記述してあるんですけど、具体的にはどのような支援をされたのですか。

○酒井林業課長

自伐林家への支援につきましては、安全装備として防護ズボンの補助をしております。令和3年度につきましては、少なかったんですけど3名の方から申請が上がって補助しております。

○山本副班長

装備に関する補助、支援を今のところしているということで、そのほかにはないですか。

○酒井林業課長

令和2年度にはチェーンソー講習といった事業もあったんですけど、令和3年度につきましては装備品の補助のみとなっております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでしたら以上で質疑を終結といたします。

続きまして、「有害鳥獣捕獲対策事業」について、説明を求めます。

○酒井林業課長

次に、「有害鳥獣捕獲対策事業」についてであります。決算書は199から200ページ、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、200ページ備考欄、有害鳥獣捕獲対策事業費3180万3516円です。

歳入は47から48ページ、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費県補助金、48ページ備考欄、有害鳥獣総合捕獲事業費県補助金643万円を充当しております。

当事業は、鳥獣による農林業への被害を軽減し、

市内の農林業振興を図ることを目的として、鳥獣被害防止対策協議会で策定されている適正な捕獲計画により、捕獲した有害鳥獣に対して補助金を交付する事業です。

実績評価としまして、平成 23 年度に西予市有害鳥獣捕獲隊を結成し、市内の捕獲隊組織の一本化を図り有害鳥獣駆除を実施しております。令和 3 年度は、有害鳥獣捕獲奨励金として、捕殺捕獲期間に捕獲隊により捕獲された有害鳥獣に対し 3105 万 8200 円補助しております。また、有害鳥獣捕獲檻導入補助金として、有害鳥獣捕獲に必要な箱わな購入に要する経費に対し 2 万 5000 円を上限として、2 分の 1 以内の額を補助しております。実績は、箱わな 28 基に 42 万 2600 円を補助しています。

これらにより、イノシシの捕獲頭数が 2,457 頭、ニホンジカが 271 頭の実績を上げ、有害鳥獣による被害防止と農林業振興を図ることができました。

今後も捕獲への支援により、農林業の振興を図るとともに、平成 29 年度から実施している通年捕獲により捕獲圧を高め、有害鳥獣の頭数削減につなげていきたいと考えております。

以上で、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分の説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○信宮委員

これ午前中の農業水産課の農産物被害対策事業と有害対策事業はもうセットで効果を発揮してもらわなきゃいけないということも午前中にあったんですけども、やはりイノシシやシカが本当増え過ぎて、もうたちごっこになっておるんですけども、午前中のワイヤーメッシュ等で農作物を守ることも必要なんですが、やはり絶対的な頭数を減らさなきゃいけないのに、なかなか効果が発揮をされてない状況なんですけど、私もこれしたら効果があるということは言えないんですが、何かしら効果的な方法というのはないのかなと思うところはあるんですけどいかがでしょうか。

○酒井林業課長

その点につきましては担当の辰己係長から答弁いたします。

○辰己林業課係長

先ほどの何かしら効果がないかということなんですが、捕獲数を向上させるためには捕獲隊員数の人数、また、若手の育成が必要だと思っております。

捕獲隊については、捕獲隊の本体、そのほか各町ごとの支部で地域づくり単位の班がございます。班の中で、捕獲隊の若手の勧誘や育成を地域密着型で進めていかないといけないと思っております。

今の捕獲隊の人数なんですが、現在 246 名でございます。年齢の内訳なんですが、10 代が 1 名、20 代が 7 名、30 代が 20 名、40 代が 25 名いらっしゃいます。ここらの層をもっと厚くしていかないといけないと思っております。

○山本副班長

若返りが図れているのかということを知ったのですが言っていたので、若返りがなかなか図れてないなというふうな、必要なんだなと思いました。

狩猟免許の拡大、方策なんかも、講習会をやったり、わな免許の緩和したりとかそういうふうな方策をいろいろ取られておるんじゃないかと思うんですが、どのようなことをされとるのか教えてもらったらと思います。

○辰己林業課係長

狩猟免許の方策でございますが、狩猟免許は県の免許になりまして、県で有害鳥獣ハンター養成塾がございます。こちらを受けますと免許取得時の免許費用が 10 分の 10 という補助がございます。

令和 4 年度については、西予市から 4 名、この養成塾に入塾しております。昨年度、令和 3 年度も 4 名の入塾がございます。こちらの数も周知をして、どんどん増やしていきたいと考えております。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分につきまして、認定に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時42分）

【農業委員会】

○井関班長

再開を告げる。（再開 午後1時47分）

次に、農業委員会所管分に移りたいと思います。通告事業「農業者年金事業」について説明をお願いいたします。

○久保田農業委員会事務局長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業委員会事務局所管分について、決算書に基づき、事前に通告のあった事務事業について説明させていただきます。

通告のありました「農業者年金事業」につきましては、主要な施策報告書には記載がございませんので、決算書177ページからの6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費を御覧ください。

農業者年金事業は、独立行政法人農業者年金基金から事務委託を受けた農業者年金業務を行うものであります。農業者年金制度の充実強化等、円滑かつ適正な運営、国民年金給付と相まって、年金加入者、受給者の老後の安定と福祉の向上並びに地域農業の振興に寄与することです。

事業の内容につきましては、平成14年から始まった農業者年金の新制度を全農業者へ周知し、利点の理解に努め、また新たに平成30年度から始まった加入者累計13万人、早期達成3カ年運動に基づき、西予市農業者年金連絡協議会が中心となり、農業委員、JA職員、事務局職員による戸別訪問や啓発活動等を強化し一層の加入推進を図っています。

また、受給予定者に対しては、経営移譲、経営継承や高齢年金の相談活動や受給に向けて綿密な打合せを行うとともに、移譲年金受給者の適切な営農、農地の管理の徹底を行っています。その他事務的業務には毎年6月に実施されてくる農業者年金の現況届やJAから送られてくる受給申請各種変更届等を独立行政法人農業者年金基金へ進達処理を行っております。

令和3年度の新規加入状況といたしましては、目標値でありました5人に対し6人の加入がありました。

今後の方針としましては、農業者年金基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会が協議し設定した加入推進目標数というのがあるんですが、その達成に向けて推進対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算書の認定について」農業委員会事務局所管分の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○井関班長

事務局長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○信宮委員

これは通告が一切なかったもので、農業委員会一つもないというのはやっぱりいけないので、毎回聞かせてもらいよることなんですが、今回も聞かせてもらおうかと思えます。

農業者年金事業、平成14年から新制度に移りまして、今の制度は自己の積立型ということになっているかと思えます。以前の農業者年金に比べまして、今かけ損がないといえますか、いい年金制度になっておりますので、対象になる農家の方には、若い人だったら国の補助もありますしぜひとも掛けていただきたい事業だと思うんですけども、令和3年度に6名の加入があったということで、順調に加入が進んだのではないかと思うんですけども、対象になる方はほとんど加入が済んだのかなということがあるんですけどいかがでしょうか。

○久保田農業委員会事務局長

今の御質問につきまして、過去5年間といたしまして、平成29年度が7名、平成30年度が8名、令和元年度が3名、令和2年度が9名、令和3年度が6名ということで新規の加入者がございます。

それと先ほど説明させていただいたように、西予市で西予市農業者年金連絡協議会を発足しております。そちらに、農業者、農業委員から各町1名の方が担っていただいております。あと農協の職員も入っていただきまして推進体制をとっております。

毎年、推進体制の中で推進対象者名簿といえますか、未加入の中で重点的に推進する名簿を作成

しておりました、その方たちへの推進委員からの声かけ、啓発を行っておるところです。

○信宮委員

ついでとってはなんですけども、以前は、年間の運用のパーセントなんかが出よったんですけど、令和3年度はちなみに何%ぐらいで運用されとったかどうか出てませんか。出てなかったらいいです。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時54分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後1時55分)

○久保田農業委員会事務局長

その質問につきまして橋本次長から説明させていただきますと思います。

○橋本農業委員会事務局次長

ただいまの信宮委員の質問ですけど、令和3年度の実績は全国的にまだ出てませんので、2年度を發表しますと10.82%というのが出ます。これは毎年変わるんで、今までマイナス2%とか3%とかありますけれども、昨年度はよくて10.82%というのが出てまして、平成14年度から平均の利回りといいますと大体3%、2.97%というのが出てますけど、大体そのぐらいで長期的に見たら落ち着くのかなというところでございます。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

なければ質疑を終結といたします。

これより採決に移りたいと思います。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業委員会所管分について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時56分)

【建設部】

【建設課】

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後2時05分)

まず、建設部長の挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○井関班長

ありがとうございました。

それでは建設課所管分について議題といたします。

まず歳入について、課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分の歳入について御説明させていただきます。

まず、建築住宅係で取り扱っております公営住宅の家賃収入について御説明申し上げます。

令和3年度末の公営住宅管理戸数は、公営住宅769戸、単独住宅93戸、特別公共賃貸住宅14戸の計876戸を管理しております。

家賃収入の状況といたしましては、まず現年度家賃について御説明いたしますと公営住宅は1億1519万1500円に対し、収入済額は1億1241万7200円でございます。収納率は97.59%です。続いて市単独住宅は調定額1514万3400円に対し、収入済額は1514万3400円、収納率は100%でございます。特定公共賃貸住宅につきましては調定額531万400円に対し、収入済額は531万400円、これも収納率100%でございます。

なお、県内11市の公営住宅の家賃の平均収納率は97.7%、令和3年度西予市は市内11市のうち5番目の収納率となっております。

続いて、過年度分につきましては、公営住宅は調定額2749万4411円に対し、収入済額は145万4930円でございます。収納率は5.29%。市単独住宅は調定額76万4700円に対し、収入済みはゼロでございます。特定公共賃貸住宅は過年度分の滞納はございません。

次に、管理係から市道の占用料について御説明申し上げます。

令和3年度の道路占用料は、申請件数が191件で、調定額737万6257円に対し、収入済額は735万8319円でございます。収納率は99.76%です。続いて、港湾施設使用料につきまして、令和3年度の港湾施設使用料は、まず港湾占用料につきましては、申請件数が9件、調定額4,629円に対し、収入済額が4,129円、収納率は89.19%。続いて港湾使用料につきましては、申請額が12件、調定額24万6339円に対し、収入済額は

2万8224円、収納率は11.45%。

これらの未収額の原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等で、債務者の支払いが出納整理期間中に間に合わなかったことによる未納となっております。

なお、これら港湾占用料及び港湾使用料につきましては、令和4年度に入り21万8115円全額納入していただいております。

最後に、残土処理場の使用料について御説明申し上げます。

西予市残土処理場使用料については、この残土処理場は野村町阿下地区に所在し、受入総量は11万2000立方メートルでございます。受入土量1立方メートルにつき1,210円の使用料を徴収して運用しているところでございます。運用開始は令和3年1月から受入れを開始しております。令和2年度末時点、1月、2月、3月の3カ月分の受入数量が5,058立方メートル、使用料にいたしまして612万180円を受入れております。令和3年度に入ってから歳入実績といたしましては、33カ所の工事現場から9,878立方メートルを受入れております。使用料の総額といたしましては1195万2380円になっております。それぞれ資料をお送りしておりますので、内訳はその資料を御覧ください。なお、この残土処理場の使用料の遅延並びに未納はございません。

以上で、建設課所管分の歳入についての御説明を終わります。

御審査のほどよろしく御願申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでしたら質疑を終結といたします。

次に、通告事業に移りたいと思います。

「野村地区都市再生整備計画事業」について課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

次に、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に御説明させていただきます。

まず、成果報告書73ページになります。「野村地区都市再生整備計画事業」でございますが、決算書は233ページになります。

事業概要といたしましては、地区概要シート野村地区都市再生整備計画という資料をお送りさせていただきます、1枚ものでございます。

本事業は、平成30年7月豪雨災害により被災した野村町中心部において、復興まちづくり計画等に掲げた施策を推進するための事業でございます。野村支所周辺や商店街、河川沿いの整備をすることにより、まちのにぎわいの創出を図り、安全で快適な住みよい環境づくり、便利な魅力あるまちづくりを目的とする市街地整備事業でございます。

事業対象区域は、国道441号から肱川までの野村中心部とその対岸赤い線で囲まれた区域21.9ヘクタールが対象地域でございます。補助率は対象事業費の48.6%です。

事業年度は令和3年度から令和7年度までの5カ年間、全体事業費は32億8500万でございます。

令和3年度の実績といたしましては、決算額でございますと4176万204円でございます。内訳といたしましては、支障建物の解体設計を1カ所、市道の3路線、市道名でございますと昭和線、徳城線、山王線の3路線の詳細設計の委託事業、旧野村トレーニングセンター跡地付近のレクリエーション広場の詳細設計として、合計で委託料1640万8000円、工事費では、支障建物解体工事の前払い金として2280万円、そしてその支障建物の底地でございます用地取得費255万2204円という支出でございます。なお、令和3年度における予算執行残額につきましては、令和4年度に2億4316万3796円を繰越してございます。

現在、令和3年度に着手した3路線の道路詳細設計について、令和5年2月末を履行期限として実施中でございます。また、これに係る物件補償調査委託や用地確定測量委託、不動産鑑定調査も追加発注をしております。あわせて用地交渉も継続して行っておりまして、地権者の同意を得たところから順に買収手続を進めております。

工事につきましては、令和3年度に着手いたしました支障建物解体工事が、今年、令和4年11月末を工期として実施中でございます。また、市道昭和線改良工事、ちょうど野村公民館の前になりますNTT敷地の歩道の設置工事でございますが、これを今発注しておりまして、新しい野村支所の供用開始までには完了するように進めておるところでございます。

このように事業初年度の令和3年度におきましては、委託業務がほとんどで、工事の完成、また供用開始物件などの成果はございません。次年度から本格的に事業が推進されると思いますので、何かとお力添えをいただくことがあるかと思えます。御指導、御協力をお願い申し上げます。

以上、御説明とさせていただきます。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○兵頭委員

この質問、私と井関班長の2人しか丸をつけておらんのですが、これ実際、災害を受けてまちづくりワークショップなどでいろんな方の意見を伺いながら、行政と地元の人、愛大の先生方や大学生、いろんな方の意見を集約しながら今まとめてこられました。実際今、三瀬課長が言われたように、実質的には来年度からという形になっておりますが、若干今のところ心配しとるのが、土地買収の部分が一部進み具合がちょっとおかしくなるととることが心配されておりますが、これがもし不調になった場合はどのような対策になるのか、今考える範囲内でお答え願ったらと思えます。

○三瀬建設課長

事業を進める中で用地買収が一番のネックになっております。

先ほど、兵頭委員がおっしゃったようにワークショップを進めながら、案を取り入れながらの設計となっております。また、市道昭和線の拡幅、また四差路から乙亥会館につながる徳城線についても拡幅をしてよりよい動線を確認することで、住みよいまちづくりということで市街地整備を今図っておるところでございますが、また用地買収がなかなか進まなくなるとどうなるかといういろいろ御心配していただいて本当にありがとうございます。

すぐに計画断念ということにもなかなか踏み切りたくはないんですけど、どうしても御理解が得られなかったらやむを得ない、方向が変わることもあるかもしれませんが、向こう5年、10年を考えた中で、住みよいまちにするためにということで、できるだけ事業推進に頑張りたいと思っておりますので、今後ともお力添えをいただきます

ようよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

私も通告しておりましたが、大体似たようなところで、買収ができなかったらどうするんだろうということで、市長も行っていただいたりした経緯もあるようでございますが、この辺あんまり詳しいことは言えないのかもしれませんが、今の現状といたしますか、交渉の範囲内で伝えることがありましたら説明願ったらと思うんですけども。

○三瀬建設部長

ただいまの用地交渉についてですが、私も先日、用地交渉に行かしてもらいましたが、一部地権者の方、まだ同意を得られていないところがございます。

今後、特に道路改良につきましては、今回補助もついておりますので、買収ができた範囲をまず工事を進めまして、一部同意をまだいただけない箇所については、そこで安全確保をしてすり合わせていくような、まずはそういう形をとりたいと思っております。

その後、さっき課長からも言いましたが、今後まだこの事業、期間がありますので、その間で同意を得られるように話を進めていきたいと思っておりますが、その時点でまた補助を使って先を延ばしていくという形を現在考えております。

そのほかの公園とかにつきましては、なかなか同意を得られないと難しいところがございまして、計画の見直しというところも今後出てくるのかと思えますが、今のところ公園等については順調に進んでもいるものと思っております。

○井関班長

ありがとうございました。

道路に関しては、そこは取り残した中でも進めていくという答弁であったかと思えますが、そのように進めていってもらったらと思えます。

公園に関しましては今のところ順調ということではございましたので。

何かほかに御質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「危険空家除却事業」について課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは次に、「危険空家除却事業」でございます。

成果報告書 80 ページになります。決算書は 235 ページをお開きください。

事業概要でございますが、本事業は倒壊のおそれがある危険空家を除却することで、市民が安心して快適な生活を営むことができる居住環境を確保するための事業でございます。

危険空家除却の補助対象でございますが、市内にある老朽危険空家の所有者並びに、その相続権者で市内に本店、支店を有する建設業許可業者が除却工事を行う場合に、1 件当たり 50 万以上の工事に対して、対象工事費の 80%以内、また、補助の上限額は 80 万円の上限額といたしまして、申請者に補助するという事業でございます。

令和 3 年度の実績といたしましては、危険空家除却補助事業により 44 件が除却されました。このほかに昨年度は西予市として初の略式代執行を 1 件実施しております。これらの費用も含め令和 3 年度の実績額は 3679 万 223 円でございます。

不用額が 267 万 7777 円出ておりますが、この原因といたしましては、危険空家除却補助事業について業者との調整がつかず申請を断念され未執行となった 1 件ございます。その他、代執行についての入札時の精査により減額となった分 267 万円の不用額が出ております。

危険空家除却に対して、国庫補助並びに県費の補助につきましては、四国内、そしてまた県内での各自自治体で割当てが決めてございます。令和 3 年度当初の 40 件に対し、令和 4 年度は追加要望もあるとみなして 45 件の補助枠を拡大しておりますところでございます。

なお、除却事業につきましては、令和 3 年度は 17 件の持ち越しがありました。そのうち 2 件は自力で解体されまして、また、2 件は事業を断念されて 13 件の持ち越しとなっております。現在、新規の申請 73 件中、補助対象が 44 件ございましたので、57 件の補助対象の件数となっております。そのうち 44 件を補助金交付の手続を進めてまいりました。したがって、今年度 4 年度への持ち越しは 13 件となる見通しでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○宇都宮委員

この件について多分さっきの代執行は私の地域、地区でのことであろうと思います。

本当にこれは深刻な問題で、私の近くでも 2、3 年前から危ない危ないと言われよったんですが、本人が同意しないということでおったら、ちょうど道路に向けてかやったということで、建設課の職員の皆さん来て対応してくれて、ようやく 1 カ月余り通行止めにしてこの間撤去をしたんですが、やっぱりこれは、私も当然間に入るべきだろうと思って、持ち主もよそに行き行って居らん、親戚も少ないという例があるんで、これはどうしても地元の議員が入らんかったら収まりがつかんような事業はあると思うんですよ。やっぱり行政側とは違う、私も親戚内ずっと捜して、どうにかしてくれんと困ったことになりますよということでも何とかなったんですが、これ何回も言いますが、議会と行政とが一緒になって進めないと、議員も知らん顔しとったらいけんとも思いますんで。今回の例も参考言うたら変な言い方なんですけど、議員も本気になって地域のことをやっていかないとつくづく思ったんですが、余談ですが。

補助金の持ち越しが 13 件言われたかな、そしてたら 12、3 件の持越しで、そんなにたまってはいないんですか。今後の予測を言っていたかと思ひます。

○三瀬建設課長

大変ありがたいお言葉ありがとうございました。実際 6 月 18 日に軒が落ちて大事になったときにうちの担当者 3 名と、また、現場では既に宇都宮委員待っていただいていろいろと御対処いただいて本当に感謝しておりますところでございます。ありがとうございます。ちょうど隣接のところに居住されてる方が、実際土地を買い取るということでいろいろ御理解いただきまして、解体業者を手配して除却していただいて、スムーズに除けていただくことができました本当にありがとうございます。

いろいろと提案してもらったのが一番ありがたかったことで、うちの職員も大変感謝しておりますところでございます。その節はありがとうございました。

今持越しが 13 件ということで御説明させてい

ただきましたが、これもやはり相手がおられることをごさいます、実際知っているけれども知らん顔という県外居住者の方とかもおられるようございませぬ。各区长さんとかからもいろいろ家危ないんやが、あそこも昔からの往還でみんなあそこ通りよるんじゃがのうという御相談も受けて、固定資産台帳とかでそれぞれの所有者、底地と上ものですから、上ものの所有者を特定しながら、そこで関係自治体に戸籍の附票をとって住民票を確認して、そこに通知を郵送させてもらって御連絡をいただく、それしか方法がございませぬ。そういうふうにいるいろいろ手配をしているところございませぬ、今後ともいろいろ出てくるとは思いますが、もしそのときはまたいろいろ御相談して助けていただいたら本当ありがたく思いません。

やはりよそに居られる方は、分かってはいてもどうしたらいいんやろうということが一番不安をお持ちだと思いますので、今後ともそのような御相談、御連絡をして返事をいただいた方につきましては、分かりやすいように除却の方法、また、補助がありますよということを丁寧に御説明しながら西予市の危険空家の減少に努めてまいりたいと思いません。今後ともよろしく御願ひ申し上げます。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時34分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後2時35分)

○三瀬建設課長

説明不足で申し訳ございませぬ。

これまでのデータでございませぬ、令和2年度から3年度に持ち越した件数が17件ございませぬ。そして令和3年度におきましても、補助を活用いたしまして44件補助で除却することができております。令和3年度末時点から令和4年度に向けての持越しが今13件ございませぬ。令和4年度におきましても、交付決定13件のうち9件を行っておりますし、今年度の事前調査の申請があったのが57件ある中で、該当になったのが34件ございませぬ。新たに該当になったのが34件ということで、今のところ事業実施予定というのは42件になるんではないかと予測しております。

なお、事前調査で交付決定分済みが33件ということですので、例年この持越し数は大体10件から20件の間で推移するんではないかと考えて

おります。これも先ほど申しましたように除却に踏み切っていただく方が何人おいでになるかということにも左右されますので、できるだけ補助を使って危険空家除却事業に進めていただくよう推進してまいりたいと思っております。

○山本副班長

大体詳しいこと分かったんですが、令和3年度の44件の除却の実績があると聞いたんですが、旧町単位で分かりますか。

○三瀬建設課長

令和3年度の危険空家除却事業の除却工事の実施件数44件の内訳を申し上げます。明浜町が12件、宇和町が8件、野村町が9件、城川町が5件、三瓶町が10件の合計44件ございませぬ。これは9月に追加で内示を受けた分も含めての44件ございませぬ。

○井関班長

私からも1点。この危険空家の条件ですよ。道路にかかってこなければならぬというところが入っているということで、その建物が壊れれば隣の家には迷惑をかけるんだけれども、公共の道路にかからないとこの条件に当てはまらないという項目があると思うんですけども、この辺をもう少し緩めることというのは今後検討される予定はありませんか。

○三瀬建設課長

この危険空家除却事業の補助体系でございませぬ、80万円のうちの50%が国の40万円、25%の20万円が県、残り25%の20万円が市でございませぬ。接道の義務といいますか、赤道でも同じ条件でございませぬ、第三者に危害が及ばないようにということが前提の制度でございませぬ、これは市が決定してるものではなくて、国・県が決められている制度ですので、なかなか市独自では緩めるということが難しいところございませぬ。申し訳ございませぬ。

○井関班長

確認なんですけども、傾斜がついている道で、その場合は、道から角度を図るのか、家が建つとるその道路と面してるところの敷地のところから傾斜を図るのか、その辺はどういうふうになるんですか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時41分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後2時45分)

○三瀬建設課長

前面道路の車線、どの範囲が該当になるのかという御質問でございましたが、こちらの取扱いといたしましては、道路の幅員のちょうど道路の対面側の境界から 45 度の斜線を引いて、そこに軒先もしくは棟とかそこが入り込んでおることになると、倒伏したときに道路のほとんどを閉塞するということが考えられますので、道路の対面側から 45 度の車線において該当するかしないかを判断させてもらっております。

○井関班長

ありがとうございました。

ほかに御質問ないでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

次に、「道路新設改良事業（城川）」について説明をお願いいたします。

○三瀬建設課長

それでは次に、「道路新設改良事業（城川）」でございます。

成果報告書 82 ページをお開きください。決算書は 227 ページになります。

本事業は、城川地区におきまして、市道の新設改良事業を行い、生活環境並びに利便性の向上と緊急車両等の通行改善を図っているところでございます。

まず、市道安尾線改良事業でございます。お配りいたしております資料は 01 城川：市道安尾線という資料でございます。

この路線は、安尾地区から主要地方道県道日向谷高野子線につながる唯一の市道でございます。川津南地区からの重要な幹線道路ということでございます。これは県道からの取合部分の幅員が狭いということで、本事業において道路改良整備を行うものでございます。

令和 3 年度の実績でございますが、令和 2 年度から 3 年度に繰越ししております 326 万 6446 円において用地買収、支障電柱移転 3 件が実績でございます。なお、令和 3 年度分の発注でございますが、改良工事におきまして 495 万 3000 円、工事完了に伴い支払いしております。改良延長につきましては 48.15 メートル、令和 3 年度で事業完了ということでございます。

続きまして、市道平岩線改良事業の御説明をいたします。

本路線は、遊子谷地区の平岩地区と泉川地区を結ぶ生活道でございます。しかし、狭小で見通しが悪くほとんどが未舗装ということで、諸車の通行に支障をきたしております。災害発生等で、県道大茅辰ノ口線が通行止めになった際には、野井川地区が孤立するおそれがあるため、本路線が迂回路として利用できるよう道路改良整備を行うものでございます。

資料は 02 城川：市道平岩線でございます。

令和 3 年度の実績といたしましては、令和 2 年度からの明許繰越 936 万 8271 円について、改良工事 33.32 メートルが完成しております。令和 3 年 6 月には、その分の精算払い 824 万 8000 円を精算払いしております。用地補償費と立木補償費も令和 4 年 3 月に支払いが完了しております。令和 3 年の現年度予算につきましては 72.21 メートルの改良工事に着手しており、その前払い金を支払っております。精算払い分の予算 4440 万円は令和 4 年度に繰越しております。この繰越した精算払い分の工事につきましては、令和 4 年 12 月上旬に完成する予定でございます。

続きまして、市道上駄馬クズノ川線改良事業について御説明申し上げます。

本路線は国道 197 号との分岐点を起点といたしまして、伏越地区を通り再び国道 197 号に抜ける重要な道路でございますが、狭小で見通しが悪い未改良区間があり、通行に支障をきたしているため、局部改良を行うことで、交通の安全性と地域住民の生活向上を図ることを目的としておるところでございます。

資料は 03 城川：市道上駄馬クズノ川線を御覧ください。これは令和 2 年度の資料を添付しております。

令和 3 年度の実績は、令和 2 年度から繰越した 169 万 3764 円についてでございますが、これは用地買収費として 150 万円、支障移転補償費として 19 万 3764 円を 3 年度に繰越ししております。地元の了解は得ておるんですけども、市外在住地権者、相続人の方が市外におられまして、その方の承諾が得られないということで、今頓挫しているところでございます。したがって用地買収及び補償には至っておりま

せん。令和2年度からの繰越予算であるため、予算はやむなく不用減ということで落とさせていただいております。本来は工事については道整備交付金の補助をもらって令和5年度から計画はしておるところでございますが、今後も用地の関係で、今、県外の居住者の方とまだ連絡がとれてないということがありますので、何らかの方法で連絡をとって、早く事業を進めたいなということで思っておるところでございます。

続きまして、下高野子線改良事業について御説明申し上げます。

本路線は、国道197号から太郎原地区を通り、川津南地区を結ぶ重要な幹線道路で住民の使用頻度が高い路線であるため、避難路として道路改良整備を行うものでございます。

資料は04城川：市道下高野子線を御覧ください。

令和3年度の実績につきましては、前年度発注の用地測量設計委託料の精算払い、また令和2年度発注の改良工事の完成に伴う精算払い、工事費につきましては1127万4000円でございます。あと、用地買収費6名分、そして令和3年度発注改良工事の前払い金の1020万円がございます。これらの合計が令和3年度の実績というふうになっております。なお、令和3年度における予算残額については、令和4年度に2980万円繰越しております。令和3年度に着手した道路改良工事の116.9メートルが令和4年11月末を予定として現在工事中でございます。あわせて、その先の道路用地の買収や支障電柱の移転手続も今後も進めておるところでございます。

以上、城川地区の市道改良事業4本について駆け足で説明させていただきました。

上駄馬クズノ川線につきましては、用地交渉など進捗は進みませんでした。本改良事業を行うことで地域住民の生活環境並びに利便性の向上、市道利用者の安全性確保と緊急車両の安全通行の改善を図ってまいりたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑をお願いいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時55分）

○井関班長

再開を告げる。（再開 午後2時55分）

質疑のある方。

○山本副班長

城川の路線なので私のほうで。たくさん市道があつて非常に不便なところなので御迷惑をおかけしております。遊子川の平岩線なんですけど、本当にあの崖崩れ、イノシシがたくさん県道を崩しております。本当に大きな災害があつて崩れたら、野井川の人らは本当に出るところないんだろうなというふうなのが現状ではあるんですが、ここに令和8年度に完了予定と書いてはいただいております。今頃いろんな物資が高くなったり、予算が、地方交付税が少なくなったりする現状で大丈夫のかなという個人的に心配はしているんですが、進めていく上での予定、大体このような感じでいけそうでしょうか。難しそうですか。

○井関班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時57分）

○井関班長

再開を告げる。（再開 午後2時57分）

○三瀬建設課長

ただいま市道平岩線改良工事について、成果報告書については令和8年度に工事完了を予定しているということで書かせてもらっております。

今の物価の状況とか今後の見通しを考えて、道路大丈夫かという御質問いただいたところでございますが、今のところ大丈夫かどうかというのはこの場でお答えすることはなかなか難しいところでございます。全線改良に向けて進めてまいりたいと思っております。

なお、現在の状況について御説明する前に、これまでの経過について御説明いたします。

令和2年8月27日に山本副班長と河野清一議員が市長に陳情に見えております。令和2年8月27日、平岩線といいましても上流側の平岩橋から遊子川小学校の裏を通って、現在の工を進めております平岩線につないで県道の迂回路といひますか、対岸に道路を緊急の避難ができる、孤立しないような道路という想定計画がございます。その際にも、いろいろこれまでの平成30年7月豪雨の状況の資料もいただいております。

これを受けて、我々もすぐに延長は長いんでどうかとかいうことではなくて、今年も令和3年度に測量委託の予算を組んでおります。まだ全部

が全部完了しておりませんが、今年度に繰越しをいたしまして、経過報告と言いますと、令和4年5月24日に地元の人と一緒に来ていただきまして、当初の予定の案、そしてまた、やっぱりここはこうしたらいいんじゃないかとか、ここ通ったらここの農地に、取付け道路といますか、進入路が欲しいとかいうところを実際歩いて地元とは協議をさせてもらっております。あとは今現在の工事を行っております平岩線につきましては、社会資本、社総金という補助で防災安全避難路ということで補助がついておりますが、これがずっと今後もつくかどうかいうのもまだ不鮮明なところがございますので、全体計画、詳細設計ができ上がりながら、適切な補助を見つけながら順次進めてまいりたいと思っております。また御指導御協力をよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでしたら質疑を終結といたします。

次に、「空家対策計画策定管理事業」についての説明を求めます。

○三瀬建設課長

続きまして、「空家対策計画策定管理事業」について御説明を申し上げます。

成果報告書は84ページでございます。決算書は235ページになります。

本事業は、増加する空き家の課題に対し平成26年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、設置いたしました西予市空家等対策協議会の運営並びに平成29年度に策定いたしました西予市空家等対策計画の推進のための事業運営管理を目的とする事業でございます。

令和3年度の実績といたしましては89万4500円でございます。その内訳といたしましては、空家対策協議会の運営費、出席していただいた委員さんの報酬と対策協議会の委員長であります愛媛大学の准教授の先生の出張の謝金でございます。あと啓発のためのパンフレットの印刷費、令和3年度印刷製本費として8万8000円支出しております。

また、空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンク推進のために家財道具処分費等の補助金といたしまして76万8000円の支出をしております。

でございます。この76万8000円というのは空き家バンク登録のために、家の中にまだ残っている家財道具を処分する補助といたしまして、業者に家財処分を依頼される場合には、その申請者に対して上限10万円の補助金を交付する制度でございます。令和3年度は10件の利用をいただいております。ちなみに空き家バンクの令和3年度の新規登録の件数は13件でございます。先ほど申しましたパンフレットの印刷費でございますが、2万枚印刷しております。このような黄色いパンフレットを納税通知書の発送時に同封いたしまして、空家対策の啓発ということで、空き家バンクの登録制度の紹介とか、あと除却補助制度の紹介、周知を図っておるところでございます。

そして今現在、西予市空家等対策計画、これは先ほど申しました平成29年に策定しております。策定してから5年以上経過しておること、令和4年度に見直し、そして、新たな計画の策定を目指し現在確認作業を進めておるところでございます。今年度も6月に空家対策協議会を開催しております。啓発用のパンフレットの印刷、そして、家財道具処分費の補助も随時受け付けておるところでございます。空き家の利活用にも努めておるところでございます。

以上、空家対策計画策定管理事業についての御説明とさせていただきます。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○宇都宮委員

この件私通告しておったんですが、ただいまの御説明で分かりましたので質問は控えたいと思います。

○和気委員

空き家の定義、届出したりとかそういうことで始まるのかな。全くばかみたいな質問やけど。

○井関班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時05分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後3時08分)

○三瀬建設課長

ただいま和気委員から質問がございました。空き家の定義についてでございますが、空家対策等特別措置法というその用語の定義、法律において空

空き家とはということで、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいうということがあります。

ですから、その中で実際現場の運用といたしましては、我々の運用といたしましては、居住、その他の使用がなされていない状態が1年以上超えているという判断がなされた場合には、空き家ということで認めているところでございます。

なお、せっかくの機会ですので、空家対策計画の見直しについてもお知らせいたします。

現在、平成29年度から策定いたしておりました空家対策計画5年以上経過しているということをお説明いたしました。空家対策の見直しについて、現在業者委託による市内全域の現地調査の中間報告が提出されております。その資料をもとに、各支所の産業建設課、また、各公民館主事に実際に空き家か否かの判断・確認作業を今御協力いただいております。

○井関班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

ないようでしたら質疑を終結といたします。

最後の項目になります。「住宅リフォーム事業」について課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは最後に、成果報告書には掲載がございませんが「住宅リフォーム事業」について御説明申し上げます。

決算書は235ページでございます。

本事業は、住宅の老朽・劣化箇所の修繕工事、設備等の更新により市民の安全安心な生活に貢献するとともに、市内の住宅関連産業を中心とした市内業者への発注機会の増加、経済活性化を図ることを目的とした事業でございます。

補助要件といたしましては、市内に住所を有し、住居の所有者が市内業者を利用してリフォームや増改築工事を実施する際、対象額20万円以上の工事であり、なおかつ工事費の20%以内、20万円を上限として補助する事業でございます。

また、工事の中で内外装の仕上げ材として西予市産材を利用した場合には、上限5万円の補助の加算を行っております。

令和3年度は、当初予算におきまして570万円の予算を計上していただきまして多くの申込みをいただいておりますが、抽せんにより実績といたしましては30件、補助総額といたしましては555万2000円でございます。

なお、この補助金により総事業費は5556万3673円ということで、経済効果的には約10倍の効果が上がっております。

なお、本年度の状況でございますが、令和4年度については申込み件数が61件でございます。抽せん会を実施して結果的には補助金交付できたのが33件、交付金額は552万4000円でございます。

以上で御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井関班長

質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関班長

これ通告私なんですけども、これ昔からのものすごく人気のある事業でございまして、大体申込み開始になるとすぐに1カ月以内ぐらいで埋まってしまうという事業であったわけなんです。今の説明を聞いておると、令和4年でありますら61件で33件ということで、約半分近い件数しか認めることができないような状況になってるんですけども。これずっと要望いうんか金額を上げてくださというふうなことはずっと言われとったんじゃないかなと思うんですけども、この金額でずっと落ち着いとると理由は何かあるんでしょうか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時14分）

○井関班長

再開を告げる。（再開 午後3時15分）

○三瀬建設課長

住宅リフォーム事業でございまして、平成25年度から補助創設、令和3年度までの9年間で790件を超えておるところでございます。おっしゃるとおり大変人気のある事業でございます。

事業開始年度の平成25年度につきましては、当初予算と補正予算で2200万円ということでしたが、ご存じのように、国費もなく県費もなく市単独の予算ということでございまして、令和3年度と令和4年度2カ年間でございまして、570万円までに絞り込まさせていただいております。

が現状でございます。

今、いろいろ考えるところによりますと、ほかの補助なんか充当、補助とか起債とか使えればということも考えどころではございますが、今のところ別の補助財源というのが見当たらないというのが現状でございまして、純然たる市費ということで570万円ということにさせてもらっておるところでございます。

○井関班長

ありがとうございました。

ほかに何かないでしょうか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございましたら以上で質疑を終結といたしたいと思います。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分において認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時17分)

【上下水道課】

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後3時27分)

そしたら次に、上下水道課所管分に移りたいと思います。

認定第6号「令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、認定第6号「令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書に基づき御説明申し上げます。

本市における農業集落排水事業は、平成5年度の宇和地区永長処理区に始まり、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間、野村地区の長谷、岡成、阿下処理区が平成23年4月までに供用を開始し、現在10処理区が稼働いたしております。また、明間地区においては、浄化槽市町村整備事業により、浄化槽21基を設置しているところでありま

す。

令和3年度西予市特別会計歳入歳出決算書の128ページ、129ページを御覧ください。

歳入ですが、歳入全体では、予算額の合計が3億3622万7000円に対し、調定額3億2545万4379円、収入済額3億2539万9189円、収入未済額は5万5190円ですが、現在では8,440円となっております。今後も引き続き滞納整理を強化し、過年度分として収納していきたいと考えております。

なお、不納欠損はございません。

主な収入ですが、126ページ、127ページを御覧ください。

1款事業収入、1項1目使用料、1節農業集落排水施設使用料と2節合併浄化槽施設使用料を合わせて1億27万9600円。6款1項繰入金、1目農業集落排水事業繰入金と2目浄化槽市町村整備推進事業繰入金のともに1節一般会計繰入金を合わせて2億407万3000円などであります。

続きまして、歳出ですが、132ページ、133ページを御覧ください。

歳出合計では、支出済額が3億2486万2319円で、不用額が1136万4681円となっております。

130ページ、131ページを御覧ください。

不用額は、主に施設管理費の修繕料で、突発的な修繕や予定していた修繕などで長寿命化が可能として執行しなかったものなどであります。

歳出につきましては、大きく分けて、施設管理費と公債費であります。

施設管理費では、各処理場の維持管理事業と職員給与費、庶務事業及び企業会計移行事業を執行しております。

主な歳出としましては、1款事業費、1項1目施設管理費、10節需用費のうち、光熱水費2687万4885円。

次のページを御覧ください。

修繕料1204万4467円、12節委託料のうち、機械、機器保守点検委託料3095万9500円、汚泥運搬委託料と汚泥処分委託料を合わせて2681万691円、台帳整備委託料1318万6800円、企業会計への移行に関する資産の調査、評価委託料1422万3000円などであります。公債費に関しましては、2款1項公債費、1目元金、2目利子ともに22節償還金利子及び割引料、合わせて1億5902万8745円を財務省、地方公共団体金融機構

などそれぞれ借入先ごとに償還しております。

次のページを御覧ください。

歳入総額 3 億 2539 万 9000 円、歳出総額 3 億 2486 万 2000 円、歳入歳出差引額は 53 万 7000 円であり、繰越額はございませんので、実質収支額は 53 万 7000 円となります。

以上、決算書で説明させていただきましたが、前年度との比較、8 年間の推移などにつきまして、決算における主要な施策の成果報告書 115 ページから記載しております。グラフ化もしておりますので御参考にさせていただけたらと思います。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第 6 号「令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

引き続きまして、認定第 7 号「令和 3 年度西予市水道事業会計決算の認定について」課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、認定第 7 号「令和 3 年度西予市水道事業会計決算の認定について」決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、令和 3 年度西予市公営企業会計決算書の 18 ページを御覧ください。

令和 3 年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、事業経営につきましては、少子高齢化による給水人口の減少と市民節水型生活環境への移行により、今後も厳しい経営状況が見込まれております。

令和 3 年度の経常収支は、給水収益が微増した

一方で、動力費、修繕料及び委託費などが大幅に増となったため、経常収支は、前年度と比較して 2106 万 1777 円減の 10 万 493 円となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から 549 人減少して 2 万 8844 人となり、年間総有収水量は、前年度比 0.4%減の 327 万 1353 立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明申し上げます。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

水道事業収益 7 億 2159 万 2145 円に対しまして、水道事業費用 6 億 7854 万 5377 円となり、前年度と比較しまして、収益は 1.7%の増、費用は 0.4%の増となっております。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

このことを損益計算書で御説明いたします。

営業収益 5 億 7015 万 243 円、営業費用が 6 億 2629 万 7490 円となり、差引き 5614 万 7247 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金や一般会計補助金など 8136 万 8523 円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など 2512 万 783 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 10 万 493 円、当年度純利益 62 万 2200 円となり、当年度未処分利益剰余金が 9620 万 3293 円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 11 ページを御覧ください。

右下に記載されております 4 億 9690 万 5876 円であります。

水道事業収益及び費用の主なものについて御説明申し上げます。

29 ページを御覧ください。

営業収益としましては、水道料金 5 億 6254 万 3333 円、収入未済額につきましては、水道料金の未納額が 822 名、1,257 件、507 万 6545 円となっております。これは、令和 4 年 3 月 31 日決算のため、3 月請求分の水道料金が納入遅れとなっている件数が多く、比較的大きな金額となっておりますが、令和 4 年 5 月 31 日時点での未納額は 140 名、295 件、160 万 4145 円となっており、未納額が 347 万 2400 円減少しております。今後も引き続き、滞納整理を強化し、過年度分として収納していきたいと考えております。

また、不納欠損につきましては、19 名、248 件、

65万7665円を不納欠損として処理しております。5年を経過して死亡しているものや連絡がとれないものなどであり、納入の見込みのないものになります。

営業外収益につきましては、水道加入金340万円、他会計補助金1215万9591円、長期前受金戻入5936万7188円、その他雑収益637万1294円、これは下水道料金併徴収受託費などであります。

次のページを御覧ください。

営業費用につきましては、原水及び浄水費における動力費3644万7543円、受水費5700万8540円などであります。配水及び給水費における委託料1584万339円、修繕費1669万9499円、動力費3290万5656円、総係費における給料、手当などの人件費、これを合わせまして1億481万5416円などあります。

次のページをお開きください。

営業外費用につきましては、企業債利息2506万6995円などあります。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

6ページ、7ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、収入総額1億5384万4783円となっております。その内訳は、負担金187万9537円、企業債5000万円、補助金7678万9246円、出資金2517万6000円です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、総支出額4億1497万9197円で、建設改良費として3億707万5637円、企業債償還金として1億790万3560円を支出しております。

建設改良の主な工事は、宇和給水区域の永長第1水源井戸機械設備・電気計装工事、野村給水区域の野村第1浄水場7・8号ろ過池更生工事、三瓶給水区域の津布理浄水場整備事業工事などあります。

なお、建設改良工事の概況を21ページから23ページにかけて記載しておりますのでお目通してください。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億6113万4414円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金などで補填いたしております。

その他、決算資料を掲載しておりますので御参

照ください。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第7号「令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について」認定に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

引き続き、認定第8号「令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、認定第8号「令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、令和3年度西予市公営企業会計決算書の56ページを御覧ください。

令和3年度の西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事項としての当市の簡易水道事業は、宇和町、野村町、城川町の中山間地域を中心に33カ所点在しており、地元の簡易水道組合に施設の運転管理及び維持管理を委託し運営をしております。

業務量につきましては、給水人口が4,622人、年間総有収水量は54万8253立方メートルとなりました。

また、財政状況につきましては、少子高齢化や過疎化による人口減少のため料金収入が減少しており、経営は厳しい状況となっております。

令和3年度の経常利益は198万1490円で、特別利益及び特別損失を含めた当年度純利益は204万803円、前年度繰越欠損金を合わせて、当年度未処理欠損金519万4748円となっております。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明申し上げます。

42 ページ、43 ページを御覧ください。

簡易水道事業収益 1 億 3598 万 758 円に対しまして、簡易水道事業費用は 1 億 3427 万 5209 円となっております。

46 ページ、47 ページを御覧ください。

このことを損益計算書で御説明申し上げます。

営業収益 5409 万 5678 円、営業費用が 1 億 2686 万 5668 円となり、差引き 7276 万 9990 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は 7606 万 2303 円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など 131 万 823 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 198 万 1490 円、当年度純利益は 204 万 803 円となり、前年度繰越欠損金と合わせて、当年度未処理欠損金は 519 万 4748 円となっております。

簡易水道事業収益及び費用の主なものについて御説明申し上げます。

65 ページを御覧ください。

営業収益としましては、水道料金 5171 万 5717 円、収入未済額につきましては、水道料金の未納額が 1,079 名、1,115 件、277 万 6319 円となっております。これは、令和 4 年 3 月 31 日決算のため、3 月請求分の水道料金が納入遅れとなっている件数が多く比較的大きな金額となっておりますが、令和 4 年 5 月 31 日時点での未納額は 1 名、1 件、4,230 円となっており、現在は過年度分として収入済みとなっております。

また、不納欠損につきましては 1 名、5 件、3,750 円を不納欠損として処理しております。5 年を経過して連絡が取れないものであり、納入の見込みのないものになります。

その他営業収益では、他会計負担金など 237 万 9961 円となっております。

営業外収益につきましては、他会計補助金 3230 万 4749 円、長期前受金戻入 3962 万 2251 円、その他雑収益 406 万 3793 円などであります。

次のページを御覧ください。

営業費用につきましては、原水及び浄水費における修繕費 830 万 8424 円、負担金 505 万 7491 円、こちらは水道水質検査負担金などであります。配水及び給水費における修繕費 572 万 750 円、動力費 147 万 8413 円、総係費における給料、手当な

どの人件費を合わせて 2576 万 4734 円。

次のページを御覧ください。

水道施設の維持管理などの委託料 2428 万 5579 円、減価償却費 5192 万 5453 円などであります。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

44 ページ、45 ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、収入総額 923 万 448 円、負担金及び補助金となっております。

続きまして、支出について御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、総支出額 1500 万 4501 円で、建設改良費及び企業債償還金として支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 577 万 4053 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第 8 号「令和 3 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」認定に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

続きまして、認定第 9 号「令和 3 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、認定第 9 号「令和 3 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、令和 3 年度西予市公営企業会計決算書の

90 ページを御覧ください。

令和3年度の西予市公共下水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、当事業は、公共用水域の水質保全を目的として、野村処理区及び宇和处理区の計2処理区で下水道整備を実施しております。令和3年度は、未普及地域の解消として、主に伊賀上地区のみどり団地において管路整備工事を行っており、令和4年6月に供用を開始いたしております。

業務量としましては、公共下水道への接続人口が6,013人、年間総有収水量、処理水量のことで、80万9893立方メートルであり、水洗化率は58.5%となっております。

今後も宇和处理区における管路整備工事を行うとともに、接続推進を図り、水洗化率の向上に努めてまいりたいと思っております。

財政状況として、当年度純利益は1061万1765円、当年度未処分利益剰余金は3746万1577円となっております。

建設改良事業の状況としましては、主に宇和处理区の伊賀上地区のみどり団地において管路整備を行い1億8793万4813円を執行しております。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明申し上げます。

76 ページ、77 ページを御覧ください。

下水道事業収益4億7060万8968円に対しまして、下水道事業費用は4億5081万8967円となっております。

80 ページ、81 ページを御覧ください。

このことを損益計算書で御説明申し上げます。

営業収益1億561万376円、営業費用が4億365万4168円となり、差引き2億9804万3792円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金や他会計補助金など3億4613万6325円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など3776万2294円を支出しております。

以上によりまして、経常利益1033万239円、当年度純利益1061万1765円となり、当年度未処分利益剰余金が3746万1577円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は83 ページを御覧ください。右下に記載されております4946万1577円であります。

下水道事業収益及び費用の主なものについて御

説明申し上げます。

99 ページを御覧ください。

営業収益としましては、下水道使用料1億539万4810円、収入未済額につきましては、令和3年度分の下水道使用料の未納額が3,248名、3,553件、1109万5600円となっております。これは、令和4年3月31日決算であり、下水道使用料は水道料金と合わせて徴収されておりますので、3月に水道会計に納入された下水道使用料が翌4月に受け取るようになるため、実質的に3月に納入された下水道使用料が未納の扱いになるため件数が多く、比較的大きな金額となっております。しかしながら、令和4年5月31日時点での未納額は66名、118件、37万5680円となっており、未納額が1070万円以上減少しております。今後も引き続き滞納整理を強化し、過年度分として収納していきたいと考えております。

また、不納欠損につきましては2名、3件、2,100円を不納欠損として処理しております。5年を経過して死亡しているものや連絡がとれないものなどであり、納入の見込みがないものになります。

営業外収益につきましては、一般会計負担金1億7526万1958円、一般会計補助金1771万7714円、長期前受金戻入1億5315万2695円などであります。

次のページを御覧ください。

営業費用の主なものにつきましては、管渠費における修繕費1226万8658円、処理場費における光熱水費1113万1343円、委託料4334万7473円、修繕費889万1500円、総係費における給料、手当などの人件費を合わせて1811万4064円、委託料659万7527円、減価償却費2億8517万7923円などであります。

営業外費用につきましては、企業債利息3729万4809円などであります。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

78 ページ、79 ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、収入総額2億9315万8570円となっております。その内訳は、企業債7770万円、出資金1億2973万5311円、補助金7549万3259円、分担金及び負担金1023万円であります。

続きまして、支出について御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、総支出額 3 億 9050 万 6904 円で、建設改良費として 1 億 8793 万 4813 円、企業債償還金として 2 億 257 万 2091 円を支出しております。

建設改良の主な工事は、宇和处理区の伊賀上地区みどり団地の管路整備工事であります。なお、3 年度に供用開始になっていないため、資産としては未登録で、建設仮勘定として計上をいたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 1 億 2055 万 4334 円につきましては、繰越工事資金や過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしております。

その他、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○井関班長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○信宮委員

令和 3 年度に伊賀上地区のみどり団地において管路整備工事を行ったということなんですけれども、管路整備を行う前は、みどり団地は合併浄化槽だと思いましたが、そうでしょうか。

○松下上下水道課長

みどり団地におきましては合併処理浄化槽が設置されております。

○信宮委員

個人個人の判断にはなるかと思うんですが、管路整備を行って、どれくらい合併浄化槽からこの管路につながる方がいらっしたのかなど、ほぼ 100%なのかどうかお伺いいたします。

○松下上下水道課長

現在正確な数字をつかんでないのですが、供用開始は先ほど申し上げましたとおり、今年の 6 月になっております。たしか 100 軒近い接続可能な戸数があったかと思うんですが、その約 6 割ぐらいが、現在接続もしくは申請されている状況というふう聞いております。

○井関班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○井関班長

ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第 9 号「令和 3 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」認定に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関班長

挙手全員でございます。よって、認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 4 時 09 分)

【提言】

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後 4 時 16 分)

本分科会における決算認定の審査は全て終了いたしました。

これより当分科会における行政部局への提言について協議を行いたいと思います。

御意見をお願いいたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 4 時 16 分)

○井関班長

再開を告げる。(再開 午後 4 時 41 分)

暫時休憩中にいろいろ意見を出していただきましたので、出していただきました意見を踏まえ、当分科会における報告書を作成して、9 月 28 日に開催されます特別委員会の席上で報告させていただきます。

よろしくお祈りいたします。

本日はこれで閉会いたします。

閉会 午後 4 時 42 分

署名

西予市決算審査特別委員会

産業建設分科会班長

井関 陽一